

令和4年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

I 議案補充説明

議案第 39 号 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」	1
議案第 53 号 「特定事業契約について」	3
議案第 55 号 「三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について」	3
議案第 41 号 「三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案」	8

II 所管事項説明

1 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）概要案」及び「みえ元気プラン（仮称）概要案」について	別冊 1
2 『令和3年度「第三次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における県有施設の見直しについて（教育委員会所管分）	9
3 次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」最終案について	10
4 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について	27
5 県立高等学校生徒募集定員の策定について	29
6 地方公務員法の一部改正に伴う定年引上げについて	35
7 特別支援学校の整備について	37
8 いじめへの対応について	40
9 審議会等の審議状況について	43

別冊 1 みえ元気プラン（概要案）【教育委員会主担当施策】

別冊 2 県立高等学校活性化計画（仮称）【最終案】

別冊 3 令和9年度までの募集定員の公私比率等について

令和4年3月16日

教育委員会

I 議案補充説明

議案第39号

「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

令和4年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものです。

2 令和4年度の児童生徒数および学級数（予算時の見込数）

令和3年度に比べ、児童生徒数約3,084人の減、学級数16の減となる見込みです。

① 児童生徒数 (人)

	令和3年度	令和4年度	増減
小学校	89,279	87,653	△1,626
中学校	45,740	45,113	△627
高等学校（収容定員）	36,960	36,120	△840
特別支援学校	1,872	1,881	9
計	173,851	170,767	△3,084

② 学級数 (学級)

		令和3年度	令和4年度	増減
小学校	普通学級	3,203	3,206	3
	特別支援学級	906	917	11
中学校	普通学級	1,321	1,295	△26
	特別支援学級	351	373	22
高等学校		923	902	△21
特別支援学校		494	489	△5
計		7,198	7,182	△16

3 教職員定数（条例定数）の内訳

教職員の定数は、国で定める定数（法定数）と県単独措置による定数（県単定数）からなっています。

法定数については、令和3年度に比べ、児童生徒数の減、学校の統廃合、特別支援学級の増および外国人児童生徒対応等の定数の増により、小学校では5人の増、中学校では12人の減、高等学校では39人の減、特別支援学校では12人の減となり、県全体では58人の減となります。

また、県単定数については、令和3年度に比べ、小中学校においては、小学校で4人の減、中学校では増減なしとなります。県立学校においては、育休補充の増等により、高等学校で2人の増、特別支援学校は1人の増となります。県全体では1人の減となります。

以上のことから、令和4年度の三重県の教職員定数は、下表のとおり令和3年度に比べ、59人の減で、合計14,976人となります。

[教職員定数（条例定数）の内訳]

	令和3年度			令和4年度			増 減		
	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数
小学校	6,720	61	6,781	6,725	57	6,782	5	△4	1
中学校	3,628	66	3,694	3,616	66	3,682	△12	±0	△12
高等学校	3,124	121	3,245	3,085	123	3,208	△39	2	△37
特別支援学校	1,267	48	1,315	1,255	49	1,304	△12	1	△11
合 計	14,739	296	15,035	14,681	295	14,976	△58	△1	△59

4 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

I 議案補充説明

議案第53号「特定事業契約について」

議案第55号「三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について」

1 概要

鈴鹿青少年センター（以下「センター」という。）は、昭和60年の開所以来35年以上が経過し、施設の老朽化をはじめ、利用者ニーズの変化などの課題もあり、これまで先事例調査や民間活力導入可能性調査、有識者意見交換会などを実施し、施設の見直しの検討を進めてきました。

それらの結果、センターおよび鈴鹿青少年の森（以下「森公園」という。センターと合わせて「両施設」という。）の両施設は官民連携手法により事業を進めていく立地ポテンシャルを有していることが明らかとなりました。両施設の運営管理の効率化や活性化を図り、持続可能な公共サービスの展開と収益改善を実現するため、県土整備部とも連携のうえ、民間活力の導入を進めることとしました。

令和3年度は、三重県立鈴鹿青少年センター条例（以下「センター条例」という。）に基づき、7月に外部の学識経験者等による三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置しました。

また、8月には民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）に基づき、センターと森公園の整備運営事業を特定事業として選定のうえ入札公告を行い、12月に事業者選定、1月に落札者決定をしました。

2 議案第53号「特定事業契約について」

民間資金法第12条の規定に基づき、落札者である「鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社」と特定事業契約を締結します。

(1) 契約概要

- ①事業期間 三重県議会の議決日から令和23年3月31日まで
- ②契約金額 4,770,405,068円
- ③契約方法 一般競争入札
- ④契約相手方 鈴鹿市矢橋一丁目23番4号
鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社
代表取締役 益田 直樹
※本事業のために設立された特別目的会社（以下「SPC」という。）
となります。

(2) 主な契約内容

一般的に、特定事業契約（PFI事業契約）は、設計・整備から維持管理運営までに必要となる各業務を一体的にSPCに委ねる事業契約を締結します。

本事業においては、センターの改修工事および両施設の約19年間にわたる維持管理運営について、鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社と契約締結します。

【主な契約内容】

①センター

- ・設計・建設業務
- ・開業準備業務
- ・運営業務
- ・維持管理業務

②森公園

- ・運営業務
- ・維持管理業務

●民間資金法

(地方公共団体の議会の議決)

第十二条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

3 議案第 55 号「三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について」

センター条例第 6 条の 3 の規定に基づき、特定事業契約を締結する鈴鹿フロレストパートナーズ株式会社をセンターの指定管理者として指定します。

(1) 指定管理者の指定

民間資金法では、利用料金の徴収権および施設等使用許可権を付与できないものの、実際の運営業務では、SPC に、それらの権限を付与する必要があることから、指定管理者制度を併用します。

なお、指定管理の指定期間については、令和 4 年度に設計、令和 5 年度に改修工事を実施した後の令和 6 年 4 月の開業に合わせて始まることとなります。

【参考】総務省（旧自治省）通知「地方公共団体における PFI 事業について」の抜粋

(平成 12 年 3 月 29 日)

PFI 事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用すること

●センター条例

(指定管理者の指定の特例)

第六条の三 教育委員会は、民間資金法第八条第一項の規定により選定した民間事業者を指定管理者として指定しようとするときは、前三条の規定にかかわらず、第六条第一項各号に掲げる基準を満たすと認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

4 事業者の審査および選定経過

(1) 募集の方法

民間資金法に基づき実施する特定事業の事業者の選定は、公募の方法等によることとされており（民間資金法第8条第1項）、一般競争入札によることが原則です。なお、本事業の募集については、価格のみならず、施工や運営水準、技術的能力、企画能力等を総合的に勘案するため、総合評価一般競争入札で実施しました。

(2) 入札参加申請の状況

事業者の募集を令和3年8月20日から令和3年11月15日まで行った結果、次の3団体から応募申請がありました。

- ・フロンティアC&Pグループ
- ・鈴鹿ユースグループ
- ・FUNATANIグループ

(3) 選定委員会の開催状況および審議内容

選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するための選定委員会を設置し、審査を行いました。なお、審査の公平性を確保するため、8名の選定委員（全員外部）は、競争入札参加者名を伏せて審査実施しました。

7月12日 第1回選定委員会

- ・委員長および委員長代理の選出後、実施方針および要求水準書案をふまえ、落札者決定基準（審査基準、評価項目、配点表等）の審議を行い、決定しました。

8月20日 入札公告

10月27日 第2回選定委員会

- ・審査の充実を図るため、両施設の現地視察を行うとともに、提案書の審査手順や審査方法の審議を行いました。

12月3日 第3回選定委員会

- ・事業者から提出された企画提案書や各種図面をもとに、提案に対する意見交換を行いました。

12月17日 第4回選定委員会および開札

- ・提案資料の書類審査および聴取審査を実施しました。

(4) 審査基準および配点表

項目	配点
性能評価点	750点
ア 事業計画に関する事項	180点
イ 設計・建設に関する事項	180点
ウ センターの運営・維持管理業務に関する事項	140点
エ 森公園の運営・維持管理業務に関する事項	140点
オ 公募対象公園施設等に関する事項	110点
価格評価点	250点
総合評価点	1,000点

(5) 審査結果

- ・フロンティアC&Pグループ (評価点 583.82点/1,000点)
- ・鈴鹿ユースグループ (評価点 562.73点/1,000点)
- ・FUNATANI グループ (評価点 553.41点/1,000点)

(6) SPC の設立

選定委員会での審査の結果、フロンティアC&Pグループを落札候補者として落札資格確認を行い、落札者に決定しました。

落札者は、内閣府の契約に関するガイドラインに基づき、PFI 事業を実施するための会社 (SPC) を設立しました。

所在地	鈴鹿市矢橋一丁目 23-4
名称	鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社
代表者	代表取締役 益田 直樹

5 期待される効果

今回の落札者が、センターの管理業務を実施することにより、次の効果が期待されます。

(1) 質の良い公共サービスの提供

民間の経営ノウハウを発揮した、新たな施設価値を創設し、快適・安全・良質なサービスを利用者に提供することができます。

(2) 総事業費の削減

支払い (マネー) に対して最も価値の高いサービス (バリュー) を提供するという考え方を数値化した指標が VFM (バリュー・フォー・マネー) です。

従来の手法で設計整備・運営管理を行う場合と比べ、PFI 事業の手法で実施する場合の総事業費の削減割合を示すもので、今回の落札者の提案内容から算出した VFM は 10.7% の削減が見込まれます。

県が自ら実施する場合 (従来手法)	PFI 事業として実施する場合	VFM
100.0%	89.3%	10.7%

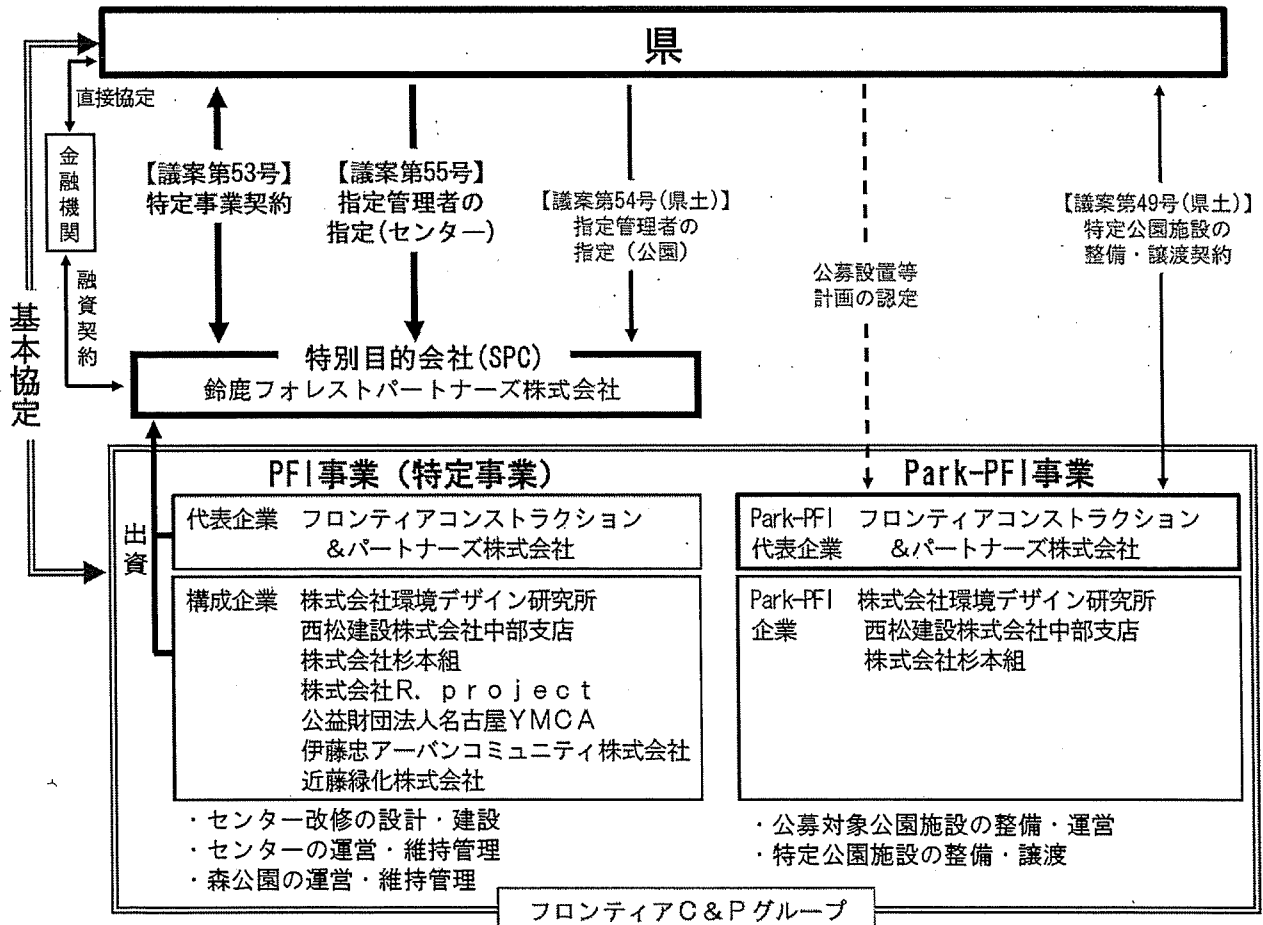
(3) 適切な運営管理の維持

他県の類似施設での運営実績から、長期にわたる安定した収支計画に基づき、定員稼働率、施設利用者数を想定し、妥当な収入見込みによる運営を維持することができます。

成果目標	現行	PFI 事業
施設利用者数	73,300 人	78,000 人
宿泊定員稼働率	26.5%	29.1%

6 今後の予定

- 令和4年3月 事業契約の締結（事業期間 県議会の議決日～令和23年3月）
- 令和5年2月 第1期：森公園ロードサイドエリアオープンおよび事業者による森公園一部施設の指定管理開始
- 令和5年4月 事業者による森公園全体の指定管理開始
センター休館（改修工事のため）
- 令和6年4月 第2期：センターオープンおよび事業者によるセンターの指定管理開始



図：事業スキーム概要

議案補充説明

議案第 4 1 号

「三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

鈴鹿青少年センターは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき、鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業として、民間事業者が施設の設計、改修を行った後、令和 22 年度まで運営管理を実施することとしています。

今回の改正は、幅広い世代や県内外の方々に利用される施設として、民間資金法に基づく事業を実施するにあたり、センターの設置および事業の規定を改正するとともに、民間事業者からの提案をふまえ利用料金、休業日など関係する規定を整備するものです。

2 主な改正内容

(1) 設置（第 1 条）

青少年をはじめとした幅広い世代が集い交流する施設としていくことから、規定の一部を「自然の中での宿泊等の機会を通じて、健全な青少年の育成を図るとともに、県民に体験活動及び交流の場を提供するため」に改正します。

(2) 事業（第 2 条）

利用者に体験活動を提供していくことから、規定の一部を「宿泊等の体験活動」に改正します。

(3) 休業日（第 12 条）

「原則として無休」とし、規定の一部を改正します。

(4) 別表 1 の区分および金額

別表 1 の宿泊室を利用する場合の区分を、「学校利用等の場合」と「一般利用の場合」とし金額の一部改正を行うとともに、別表 1 の備考 1 について、時間を「午後 3 時から翌日の午前 10 時まで」とし、規定の一部を改正します。

(5) 別表 2 の施設の区分および金額

別表 2 の施設又は設備等を利用する場合の施設の区分に、「温浴施設」と「ランニングステーション」を追加するとともに、金額の一部を改正します。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

2 『令和3年度「第三次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における 県有施設の見直しについて(教育委員会所管分)

○この一覧表は「三重県財政の健全化に向けた集中取組」での「県有施設の見直し」において定めた個別施設の見直しの方向性や、調整経過等を整理したものです。

○見直しの方向性を定めた施設については、庁内での検討や関係団体との調整を進め、着実に見直しを進めていきます。

○廃止や統合を含めた施設のあり方の検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面から見直しを行うとともに、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組みます。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
22	鈴鹿青少年センター ＜指定管理＞	<p>民間活力の導入(PPP/PFIなど)</p> <p>当該施設は、自然に親しむ機会を青少年に提供するため昭和59年に建設され、宿泊・自然体験活動等を実施している。</p> <p>学校・クラブ等による青少年の健全育成を目的とした利用を基本としつつ企業・家族等の利用が一定数を占めていること、指定管理料の削減に努めてきたものの依然として多額の維持管理費がかかっていること、鈴鹿青少年の森に隣接し好立地にあり子どもの集団宿泊・体験活動の場としての機能を果たす民間による活用も考えられることを考慮し、鈴鹿青少年センターおよび鈴鹿青少年の森低利用地等を活用したPPP/PFIなどの民間活力の導入に向けて、必要な条件整理や方策の検討を進めていくこととする。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.8 「平成30年度第1回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、民間事業者から民間活力の導入について意見を聴取 ・H30.11 「平成30年度第2回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、県土整備部とともに民間事業者と対話し、事業への関心・事業アイデア・対象エリア等の意見を聴取 ・R1.6～R2.1 「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の複合運営等民間活力導入可能性調査」を実施 ・R2.1 民間事業者幹部を含む5名の各種専門家による「有識者意見交換会」を実施し、立地ポテンシャル、可能性の高い事業手法などについて意見を聴取 ・R2.9 民間事業者のコロナ禍の影響や投資意欲についてヒアリングを実施 ・R3.2 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業者の公募準備を開始(アドバイザー業務契約締結) ・R3.4 PFI法第15条に基づき「実施方針策定見直し」を公表、民間事業者への参加意欲及び事業全般に対する意見を聴取 ・R3.6 条例改正および債務負担行為設定の議案を可決(6月定例会議) ・R3.6 PFI法第5条に基づき「実施方針および要求水準書(案)」の公表 ・R3.8 入札公告(総合評価一般競争入札) ・R4.1 落札決定 <p>【課題】</p> <p>R4.3の事業契約に向け、契約手続き等を着実に進めていく必要がある</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> R4.3 事業契約および条例改正(議案事項) (以下参考) R5.2 リニューアルオープン(公園) R6.4 リニューアルオープン(青少年センター) 	教育委員会

3 次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」最終案について

現在策定を進めている次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」については、三重県教育改革推進会議や令和3年12月の教育警察常任委員会においてご意見をいただいた後、令和3年12月から令和4年1月にかけてパブリックコメントを実施したところです。

このたび、パブリックコメントの結果等をふまえ、別冊2のとおり最終案を取りまとめました。

1 県議会からの意見と対応

教育警察常任委員会においていただいた意見とその対応状況は次のとおりです。

番号	箇所	意見	対応状況
1	4(3) 誰一人取り残さない教育の推進(14頁)	「4(3) 誰一人取り残さない教育」の項目中に「5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方」に記載されている「交通が不便な地域」のことも書き加えるべきである。 (パブリックコメントでも同様の意見あり)	4(3)に新たな項目として「 <u>⑥交通が不便な地域における生徒の学習機会の提供</u> 」を加えました。
2	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方(19頁)	人口減に伴う数合わせのために小規模校だけを統合しようとしているように見える。小規模校が果たしている役割や機能が他校で確保できないなら統合をすべきではない。一律に小規模校を統合していくといった誤解が生じないような表現に改めるべきである。	三つ目の〇について、「 <u>こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし…</u> 」との表現に修正しました。 ※パブリックコメント前に反映済み
3	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方(19頁)	「これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方」というタイトルであるのに、最後の文章が「入学者が2年連続して20人に満たず…募集停止とすることとする」では、地域の子どもたちの不安を煽ることにならないか。子どもたちが希望や夢を持てる文章で締め括るようになってほしい。	六つ目の〇として「 <u>次代の担い手となる三重の子どもたちが…高校教育を進めていく</u> 」との文章を加えました。 ※パブリックコメント前に反映済み

※「箇所」欄のページ番号は別冊2のもの

2 三重県教育改革推進会議での意見と対応

教育改革推進会議での主な意見とその対応状況は以下のとおりです。

番号	箇所	意見	対応状況
1	2(4) 高校生の意識 (4 頁)	一つ目の○は「高校生の生活と意識に関する調査報告書」(国立青少年教育振興機構)をもとに記述されていることから、文中「高校生の意識に関する全国調査」という表現に「生活」という文言を加えた方がより正確な表現となるのではないか。	「高校生の生活と意識に関する全国調査」に修正しました。
2	3 県立高等学校活性化の基本的な考え方 (6 頁)	基本的な考え方に、人権教育を通じた自他の人権を守るための実践行動力に係る記述を加えてはどうか。 (パブリックコメントでも同様の意見あり)	(2)これからの社会の担い手となる力の育成の一つ目の○に「…他者とともによりよく生きようとする態度を育むとともに、一人ひとりが大切にされる社会の実現に向けて行動する力を育成する」との記述を加えました。
3	4(5)①教職員の育成 (15 頁)	三つ目の○については、「働き方改革」の文言を付け加えてほしい。	三つ目の○に「…業務の負担軽減を図るなど働き方改革を進める。」との記述を加えました。
4	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方 (19 頁)	三つ目の○の「平成 29 年度から取り組んできた地域と連携した学びや学校独自の学び」について、こうした学びは学校によっては平成 29 年度以前から実施されていたことをふまえ、「平成 29 年度から」の文言を削除すべきではないか。	「…、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、…」に修正しました。

※ 「箇所」欄のページ番号は別冊2のもの

3 パブリックコメントについて

令和3年12月22日から令和4年1月21日の1か月間、パブリックコメントを実施し、70人・団体の方から162件の意見をいただきました（同じ内容の意見を1件と数えると、94件に整理されます）。

いただいたご意見に対する県の考え方は別紙のとおりであるとともに、パブリックコメントをふまえた主な変更点は次のとおりです。

番号	箇所	変更内容	備考
1	3(2)これからの社会の担い手となる力の育成 (6頁)	「県立高等学校活性化の基本的な考え方」に、人権教育で育まれる人権に関する問題の解決に向けて行動できる力に係る記述を加えてはどうかとの意見をいただきました。そこで、「(2)これからの社会の担い手となる力の育成」の一つ目の○に「…他者とともによりよく生きようとする態度を育むとともに、一人ひとりが大切にされる社会の実現に向けて行動する力を育成する」との記述を加えました。	パブコメ25 推進会議意見2
2	4(2)②社会の一員としての自覚と責任感の育成 (11頁)	現「県立高等学校活性化計画」に記載されている「労働」や「社会保障制度」に関する記述を加えるべきではないかとの意見をいただきました。こうした「労働」や「社会保障制度」については、令和4年度から新設される「公共」の科目において学習することから、新たに「公共」の注釈を設け、その中に「雇用と労働問題」「社会保障制度の意義」の文言を入れました。	パブコメ46
3	4(2)②社会の一員としての自覚と責任感の育成 (11頁)	七つ目の○について、信頼性や信憑性の判断を要する情報はインターネット上のものに限定されないこと、また、安易に他者の考え方との対立や分断を生まないよう「判断」だけでなく「吟味」という言葉も付け加えるべきではないかとの意見をいただきました。そこで、前段部分を「インターネットをはじめとするさまざまな媒体の情報の信頼性や信憑性を吟味し判断する力、…」と修正しました。	パブコメ47
4	4(3)誰一人取り残さない教育の推進 (14頁)	「4(3)誰一人取り残さない教育」の項目中に「5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方」に記載されている「交通が不便な地域」のことも書き加えるべきではないかとの意見をいただきました。そこで、4(3)に新たな項目として「⑥交通が不便な地域における生徒の学習機会の提供」を加えました。	パブコメ52 教育警察常任委員会意見1

番号	箇所	変更内容	備考
5	4(6)①普通 科・普通科 系専門学科 (16頁)	四つ目の○に「大学等高等教育機関への進学希望者が多い学校では…高い目標に向かって挑戦し学び続ける意欲を育む」とあるが、あたかも大学進学こそが「高い」目標であるといった進路先や生徒の学力の序列化を想起させる懸念があるとの意見をいただきました。そこで、「… <u>自ら掲げた目標</u> …」と修正しました。	パブコメ68

※ 「箇所」欄のページ番号は別冊2のもの

※ 備考欄の番号は別紙(パブリックコメントでいただいたご意見と県の考え方)の番号に対応

4 今後のスケジュール

3月25日(金) 教育委員会定例会に議案提出

3月末 公表

次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）に対してパブリックコメントでいただいたご意見と県の考え方
対応区分

別紙

① 反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
② 反映済	意見や提案内容が既に反映されているもの。
③ 参考にする	最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
④ 反映または参考にさせていただくことが難しい	県教育委員会(県)の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。 事業主体が県教育委員会(県)以外のもの。 法令などで規定されており、県として実施できないもの。
⑤ その他	①～④に該当しないもの

14

番号	該当箇所（案ページ）	次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
1	全般	現在、普通科は隣接していない学区への受験は認められていないが、駅に近く通学に便利な学校は、遠方からの通学も可能と考えられる。普通科についても、生徒の選択肢を広げるために隣接していない学区の高校も受験できるようにしてはどうか。	1	③	現在、全日制の普通科および理数科（松阪高等学校理数科を除く）以外の学科、定時制および通信制の課程、スポーツ特別枠選抜を実施する高等学校などについては、学区にかかわらずいずれの高等学校にも入学を志願することができます。一方、普通科については各学区に複数設置されており、隣接する学区も含めると数多くの高等学校から選択することができることから、現在の制度としています。今後も各地域の高等学校で特色ある教育活動を進め、中学生から選ばれる魅力ある高等学校になるよう努めていきます。
2	全般	県内大学には設置されていない学部があることもあり、高校卒業者の多くが県外の高等教育機関へ進学している状況の中、今後も県内大学および大学関連施設や行政とも連携した取組を進め、生徒にとって県内大学の学びがより魅力的でニーズに対応したものとなるよう抜本的な改革を総合的に検討していくことが大切ではないか。	1	③	現在、県教育委員会は県内大学と協定を結び、本県の教育と大学における教育・研究の充実、発展につながるよう、大学における教員養成の充実や相互の教育活動への支援など、教育に関する連携協力を行っています。また、本計画においても「高等教育機関等と連携した教育の推進(P9)」として、県内大学及び大学関連施設と連携した取組を推進することとしています。
3	全般	学校はそれぞれが特色ある取組を推進しながら情報発信に努めているものの、中学生は卒業後の学びについて、学ぶ目的や入学後の自分の姿を描けないまま高校の進路選択をしているように感じる。計画にあるように、中高大がしっかりと連携し、身近なSNS等も活用しながら情報を発信することで、生徒が多くの情報を得て自身の将来を意識しながら主体的に進路選択できるよう進めてほしい。	3	②	生徒の進路選択において、進学後の学びと自己の将来とのつながりを見通すためにも各学校の情報を得ることは重要です。本計画では、中学生や保護者、中学校教職員をはじめ広く県民のみならずに向けて、各高等学校が特色・魅力ある教育について情報発信していくことについて記述しています(P16)。
4	全般	これからの子どもたちにとって魅力ある県立高校のあり方やさらなる活性化について検討し、実現していく必要があるとしているが、子どもたちが魅力に感じているかについては志願者の数や倍率のみでの評価となるのか。	1	③	志願者数や倍率のみが子どもたちが学校に魅力を感じているかを表す指標であるとは考えていませんが、生徒や保護者のニーズを一定反映しているものであると認識しています。以上のことから、現計画における1学年3学級以下の小規模校の活性化取組においても、入学者の状況だけでなく、生徒の進路実現や、活性化の取組の状況について総括的に検証しました。また、これからの高等学校では、豊かな社会性・人間性を身につけられる環境が一層重要であると考えており、地域活性化協議会等の場において地域における高等学校のあり方等についての協議を丁寧に行いながら、子どもたちの視点に立った魅力ある学校づくりを進めていきます。
5	全般	教育的ニーズが多様化する中、学びなおし、支援が必要な生徒等が多く志願する学校は定員を満たせない傾向にあるが、今後、少子化を理由にこうした学校の入学定員を減じることはないのか。	1	③	県立高等学校の募集定員については、各地域における全日制高等学校入学見込みの増減、中学生の進路状況、学科の配置や各高等学校への入学状況等を勘案しながら、県立高等学校活性化計画をふまえて総合的に判断し策定しています。今後も、教育機会の均等や多様な選択肢の確保等を考慮しながら募集定員を策定していきます。

番号	該当箇所(案ページ)		次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
6	-	全般	県立高校と私立高校の入学定員の割合も見直していくべきではないか。私立高校は経営の問題があるとはいえ、募集定員を相対的に減じていく必要があるのではないかと。	2	③	県立高等学校と私立高等学校の募集定員は、毎年度、公立高等学校協議会において、県全体や各地域における中学校卒業生数の増減、中学生の進路希望状況、高等学校への入学状況等を勘案しながら策定しています。今後も、公私双方の高等学校により子どもたちの選択肢の維持・充実が図られるよう、引き続き、公私が協調して協議を行って募集定員を策定してまいります。
7	-	全般	県立高等学校活性化計画の期間は5年間となっているが、コロナ禍の中でICTを使った教育が急速に広がったように今後の5年間でも教育を取り巻く環境が大きく変化する可能性があることから、毎年度取組の方向性を見直すことが必要ではないかと。	1	②	全ての県立高等学校は、生徒の実態や学校の状況に応じて本計画の取組を反映して学校運営方針を策定、公表し、学校関係者評価をふまえて毎年度改善を加えることとしています。
8	-	全般	2030年の社会に向け、「多様な個人と社会全体のWell-being実現」が、これからの教育の使命・責務であると考えている。その実現に向け、教育再生実行会議(第12次提言)、OECD(経済協力開発機構)の「学びの羅針盤」等で触れられている「個人と社会のWell-beingの実現」のために必要となる「Agency(当事者意識)」の獲得・発揮は重要となるが、このことについてどのように考えているのか。	1	②	「Well-being」や「Agency」といった考え方については、「4(1)③探究活動の推進」における「他者との協働を通じて現実の問題を解決に導く力」(P9)や、「4(2)②社会の一員としての自覚と責任の育成」における「自らに関わる課題として主体的に捉え、その解決に向け考え、行動する力」(P11)として反映しています。
9	-	全般	授業において地元企業からの協力を得られれば、生徒の地域での安定した就職につながる魅力的な学びとなるのではないかと。	1	③	これまで、各教科・科目や「総合的な探究の時間」、「産業社会と人間」、「課題研究」などにおいて、地域や地元企業の方々からのさまざまな協力を得ており、生徒にとって魅力的な学びにつながっています。今後も、学校における学びの魅力がより高められるよう、地域や地元企業の方々からのご支援も得ながら取り組んでいきます。
10	-	全般	全体として県立高校の活性化に向けた重要な点が記入されているが、その取組は多岐にわたるためわかりづらく感じる。	1	③	本計画は、今後5年間の県立高等学校の活性化に向けた基本的な考え方や取組について記述したものです。基本的な考え方を5つに整理したうえで、基本的な考え方にもとづく取組をより分かりやすく整理しています。
11	-	全般	現行の活性化計画のもとでこれまで実施してきた小規模校の活性化の取組や具体的な学び、小規模校が所在する地域の状況がわかりにくいのではないかと。	1	②	小規模校の活性化取組の成果や課題については、三重県教育改革推進会議や学校別活性化協議会、各地域の活性化協議会等の会議において、「活性化の取組」、「生徒の進路実現の状況」、「入学者の状況」の3つの観点から検証を行い、そこでの議論をふまえながら本計画の策定につなげてきました。その結果は参考資料6「小規模校における活性化の取組と総括的な検証」として巻末に掲載しています。 なお、県議会教育警察常任委員会ではより詳細な検証結果を報告しています。 (参考URL: https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000982767.pdf のP10~18)
12	-	全般	計画は大きな方針を示したものであるように感じるが、別途、具体的な実施計画が必要ではないかと。	1	②	本計画は、今後5年間の県立高等学校の活性化に向けた基本的な考え方と取組について記述しており、各学校は、地域の状況や学校の特色、生徒の実態などに応じて具体的な取組を進めることとしています。
13	-	全般	自然は、人間の価値観や行動に大きく影響するので、教育の中で取り上げる必要がある。計画において、自然との向き合い方は、災害や産業だけとしているように感じるがどうか。	1	②	本計画においては、「4(1)自律した学習者を育てる学びの推進」における「高等教育機関等と連携した教育の推進」(P9)、「地域に根ざした教育の推進」(P9)や、「4(2)これからの社会の担い手となる力の育成」における「社会の一員としての自覚と責任感の育成」(P11)での持続可能な開発目標、自然環境や資源の有限性などの課題をテーマとした探究活動など、災害や産業に限らず自然と向き合う学びに取り組んでいきます。

番号	該当箇所(案ページ)		次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
14	—	全般	生徒が高校で将来のキャリアデザインや日常社会、地元について学ぶだけでなく、高校卒業後も市民・地域人・職業人として学び続ける「生涯学習」の視点が必要ではないか。	1	②	高等学校卒業後も学び続ける姿勢・態度を育成することは大切であり、「3 県立高等学校活性化の基本的な考え方」においても、生徒一人ひとりが、「変化を前向きにとらえ、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働をとおして、持続可能な社会の創り手」(P6)となることを目指す教育を進めるため、「自律した学習者を育てる学びの推進」を第一に掲げ、生涯教育の土台となる基礎基本の知識技能の習得や周りとの協働して挑戦していく意欲の向上にも言及しています。
15	—	全般	県立高校、特に小規模校において、学校図書館をはじめとした施設設備を、社会教育の拠点、社会人教育や企業研修の場として位置づけていくことを盛り込んでどうか。	2	②	県立高等学校の施設設備は、各学校が、生徒の利用や安全管理等を優先しながら、状況に応じて体育館等の屋内運動施設に加え、一部では学校図書館も地域の方々に開放しています。本計画においても「地域に根ざした教育の推進」(P9)など地域と連携した取組について記述しています。今後も、地域の方々を対象としたパソコン教室で高校生が教えたり、地域の保育園等で高校生が園児に関わったりするなど、高校生が地域と関わる教育活動を進めていきます。
16	—	全般	県立高校が中心となって担うものではないが、地域や市町から高校の活性化についてのアイデアや要望を聞く中で、地域の教育への関わりについても考えてほしい。	1	②	地域の教育は、学校だけでなくさまざまな機関の連携のもと推進されています。高等学校についても小中学校との連携など一定の役割を担いながらも、一方では、地域の教育力に支えられているところもあり、今後も大切にしていきたいと考えています。本計画においても、地域の企業でのインターンシップや、地域と協働し地域課題を解決する学習、地域と連携した防災教育、地域の小中学生との学習活動などの「地域に根ざした教育の推進」(P9)について記述しています。
17	—	全般	成年年齢が18歳に引き下げられる中、社会の形成者として、法的な知識や社会生活のスキルを身につけさせるなど自立した大人としての自覚を促す視点を加えてはどうか。	1	②	選挙権年齢や成年年齢の引き下げにあたって、各学校では公民科や総合的な探究の時間、特別活動等の教育活動全体の中で、生徒の実態等をふまえた主権者教育を実施しています。また、新しい高等学校学習指導要領においても、公民科の新科目「公共」の中で、現実の具体的な社会的事象等を題材としながら、民主政治の意義について学習することとしています。こうしたことをふまえ、「4(2)これからの社会の担い手となる力の育成」において、社会の一員としての自覚と責任感の育成に関わる取組を記述しています。
18	—	全般	計画の各取組が有効な手段になり得るのか計るために、各校の取組および課題・成果について統一した指標を用いた定量的な検証を行うとともに、毎年度結果を公開し、地域の方々との共有が必要ではないかと考える。少なくとも、小規模校に関しては、各校の活性化の取組の成果は入学者の状況等のデータを基に考察することが可能であると考えがどうか。	1	②	これまですべての県立学校は、目指す学校像の実現に向けて、定量的な指標を設定して行動計画を立て、実践し、その結果について地域の方々などで構成する学校関係者評価委員会からの評価を得て次年度の改善につなげ、各校のホームページにて公開しているところです。本計画における取組についても、各学校において引き続きこうした取組を活用しながら、より分かりやすく進捗管理をしていきます。小規模校の活性化取組の成果に関しては、現計画で入学者の状況だけでなく、生徒の進路実現の状況、活性化の取組などの統一の指標を用いて総括的な検証を行いました。県議会教育警察常任委員会で詳細な検証結果を報告しています。(参考URL: https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000982767.pdf のP10~18)
19	1(1)	これまでの経緯	P1 教職員が生徒への差別的な発言をすることは決して許されるものではない。こうしたことを行った教職員に適切な処分が出来ない三重県教育委員会に一体何が出来るのか。	1	③	生徒を指導すべき教職員が差別的な発言をすることは決して許されるものではありません。そうした事実があった場合は、事実確認を行い厳粛に対処してまいります。今後も、学校において偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷がないよう徹底してまいります。

番号	該当箇所(案ページ)		次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
20	1(1)	これまでの経緯	P1 いじめ被害者から生きる希望を奪い学べない状況へと追いやった加害者の言い分を重視し、告訴までされている三重県教育委員会を信頼することはできない。	1	③	いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険性を生じさせるおそれもある決して許すことのできないものです。 いじめの疑いがある事案については、担任または一部の教員が抱え込むことなく法の定義に従って、学校組織としてしっかりと対応していきます。また、いじめの訴えがなくても、日常の子どもの言葉のやりとりや態度の中に、いじめにつながることはないか等の意識を教員が持ち、被害性に着目したいじめの積極的な認知、早期の対応に努めていきます。
21	1(1)	これまでの経緯	P1 計画案には「地域から信頼される存在」をめざすとあるが、三重県教育委員会の職員が記者会見で着用していた服装は論外で地域からの信頼を損なうと考えられる。	1	⑤	職員のみだしなみについては、社会常識を逸脱せず、節度のある服装を心がけるべきであり、これまでも注意喚起しているところです。改めて県民のみなさまに不快感を与えることがない服装を心がけるよう、全職員に周知徹底を図っていきます。
22	1(1)	これまでの経緯	P1 企業等さまざまな主体と連携した活性化の取組について新規参入を拒むことにより連携しているのは一部の企業のみという状態にはなっていないのか。	1	④	高等学校の活性化を進めるにあたり、地域の方々や企業等と連携して取り組んでいくことは大切であり、これまでも、各校それぞれが地域での状況に応じて取組を進めてきたところです。本計画においても地域の方々や企業等との連携に関する取組を位置づけたところであり、今後も生徒の学びのニーズに応じて地域の企業の協力を得ながら連携した取組を進めていきたいと考えています。
23	2(1)	社会の変化	P3 これからの時代を生きていくために求められる力が変化していることから、高校の学びのあり方を検討する必要があると考えている。このことから、中学校卒業者が減少するので学びのあり方を検討するのではなく、これからの時代を生きていくために求められる力が変化しているから「学びのあり方」を検討するのであるのだと思う。	1	②	少子・高齢化のさらなる進行、グローバル化やデジタル化の進展等により、これまでの社会のシステムや人々の価値観も大きく変化することが見込まれる中で、こうした時代を生きていく子どもたちにとっては、変化を前向きにとらえ、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働をとおして、持続可能な社会の創り手となっていくことが求められているとして、「学びのあり方」を検討することとしています。
24	2(3)	教育的ニーズの多様化	P4 現在の教育的なニーズについては、多様化だけでなく複雑化、深刻化していると考えられるがこういった表現を「2 高校教育を取り巻く状況」の「(3)教育的ニーズの多様化」に加えてはどうか。	1	②	特別な支援を必要とする生徒、不登校の状況にある生徒、経済的理由から修学が困難な生徒などの子どもたちは、それぞれが多様化、複雑化した背景を持ち、中には深刻な状況に置かれている場合もあると考えられます。本計画においては、こうした状況を包括して「教育的ニーズの多様化」と表現しています。
25	3(2)	これからの社会の担い手となる力の育成	P6 「3 県立高等学校の基本的な考え方」の「(2)これからの社会の担い手となる力の育成」について、人権教育で育まれる、人権に関する問題の解決に向けて行動できる力の育成などを文言に加える必要があるのではないかと。	2	①	人権教育において育成する力については、基本的な考え方の「(2)これからの社会の担い手となる力の育成」(P6)における「自他の生命を尊重する心」や「他者とともによりよく生きようとする態度」において示されていますが、ご意見をふまえて、「自他の生命を尊重する心や思いやりの心、規範意識などを身につけ、他者とともによりよく生きようとする態度を育むとともに、一人ひとりが大切にされる社会の実現に向けて行動する力を育成する」とします。
26	3(3)	誰一人取り残さない教育の推進	P6 特別な支援を必要とする生徒や日本語指導を必要とする生徒など多様な背景を持つ生徒が増えている中、こうした生徒へのきめ細かい教育を実現するためには、少人数教育が必要であり、40人以下の学級へ変更すべきではないかと。	6	③	少人数教育については、定められた教職員定数により、一律に学級編成を40人以下にすることは難しいですが、多様な講座編成のための非常勤講師や、必要な支援を行うための非常勤職員を配置する等、きめ細かな教育の実現に努めていきます。

番号	該当箇所(案ページ)		次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
27	3(3)	誰一人取り残さない教育の推進	P6 特別支援学校では、教室不足や教員不足などの課題があり、具体的な対応が急務ではないか。	1	③	ご意見は特別支援学校に関するものと思われます。 特別支援学校の活性化につきましては「三重県特別支援教育推進基本計画(令和2年3月)」で示しています。ご意見にありますように、一部の特別支援学校においては、在籍者数の増加による施設の狭隘化、老朽化など引き続き取り組むべき個別の課題があります。在籍者数や障がい種別、保護者や地域からの要望等をふまえ、課題解決に向け引き続き整備を進めていきます。
28	3(4)	人口減少に対応した学びの推進	P7 現在の法令の枠組みでは生徒数の減少による高校の小規模化に伴って教職員の人数も減少していくが、県立高校を活性化していくためには、それを実践する教職員数の確保が重要となるのではないか。	1	③	これまで、学校の規模や地域における役割に応じ、学校の活性化に取り組んできたところです。学校における教職員数は生徒数により決定されるため、生徒数が減少する学校にあっては、それぞれの規模に応じた教育を推進していく必要があります。県全体で生徒数が減少する中、本計画においてはこのことに加え、地域や近隣の学校との連携による協働の学びの機会の確保や、ICTの活用による学校をつないだ学習活動の機会の確保などにより、人口減少に対応した新しい学びを推進することとしています。
29	3(5)	子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善	P7 「学校内外の人材を活用して」とあるが、現実には高等教育機関や大規模企業との関係を重視している状況であると感じている。このことは三重県の事なかれ主義によるものと考えられ、とても「学校内外の人材を活用して」いるとは言い難い。	1	④	子どもたちを取り巻く状況が多様化・複雑化する中で、これからの時代に必要な力を養うためには、学校内外のさまざまな人材の協力を得て教育活動を進めていくことが不可欠です。これまで、各校それぞれが地域の状況に応じて取組を進めてきており、今後も教育活動の充実を図っていきます。
30	4(1)	自律した学習者を育てる学びの推進	P8 「個別最適化された学び」は、計画期間の5年間でより進めていくことが求められると考えており、「個別最適化された学び」という文言を明記するほうがよいのではないか。	1	②	個別最適化された学びについては、「ICTの活用による学びの推進」(P10)での、一人一台端末を効果的に活用した自学自習や反転授業等での学習のほか、「(3)誰一人取り残さない教育の推進」における「不登校の状況にある生徒等への支援」(P12)および「学びに向かう力を育む教育の推進」(P14)でのICTを活用した学習などにおいて、その内容や考え方をより分かりやすく記述しています。
31	4(1) ③	探究活動の推進	P9 学校図書館には読書活動の推進、探究活動の支援のほかに、学力の定着、キャリア教育、個々の生徒への学習ニーズへの対応、情報リテラシー教育等のさまざまな役割が期待されている。このことを全体としてわかりやすく表現した方がいいのではないか。	3	②	学校図書館は、生徒の読書活動等の場である「読書センター」としての機能と、生徒の学習活動を支援したり授業内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、生徒や教員の情報ニーズに対応したり生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能など、さまざまな役割を有しています。どの機能も大切である中、本計画では、生徒一人ひとりの学びに応じて行う適切な資料の提供などの「生徒の自発的・主体的な探究活動を支援する」ことをより充実していく方向性を「探究活動の推進」の中に記述しています。
32	4(1) ③	探究活動の推進	P9 「探究活動」について、「深く考察し行動する」ことによって生徒がどのように成長するのか、わかりやすく記述してはどうか。	1	②	「探究活動」については、同項目の中で、「他者との協働を通じて現実の問題を解決に導く力やチャレンジ精神、創造性、探究心を育む」等と成長する姿を記述しています。
33	4(1) ④	高等教育機関等と連携した教育の推進	P9 「高等学校と大学が連携する機会に中学生が参加する取組を推進する」とあるが、各校で取組に差がないよう配慮が必要である。特に人口減少や少子化がより進んでいる地域においては、オンラインを活用することで専門的な学習ができるよう取り組む必要がある。	1	②	近年、教育分野でのオンラインなどのICTを活用した学びが進んでおり、特に人口減少地域において、これまで不可能だった学びの機会が拡充する可能性があることから、本計画でも「(4)人口減少に対応した学びの推進」として記述しています。

番号	該当箇所(案ページ)		次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
34	4(1) ④⑤	高等教育機関等と連携した教育の推進など	P9 子どもたちが、将来を見通して早い段階から専門的な分野にふれたり参加したりする機会や、地域の産業等にふれる機会をつくることを大事にしてほしい。その際には、オンラインも活用しながら、学校や地域によって異なる実情に対応する必要があるのではないかな。	1	②	新しい高等学校学習指導要領の基本的な理念である「社会に開かれた教育課程」を実現するために、大学等高等教育機関や地域の企業と連携した教育活動がより大切になります。高等学校においても、生徒が自己の進路を決めるにあたり、将来とのつながりを見通して学び進路を決定する力を養うためにキャリア教育を推進しています。また、引き続き、地域の実情に応じたオンラインを活用した効果的な学習も進めていきます。
35	4(1) ⑤	地域に根ざした教育の推進	P9 「地域に根ざした教育」よりも、現行計画にある「地域で学び地域を活かす教育」という表記の方がわかりやすいのではないかな。	3	②	現行の「県立高等学校活性化計画」では、中項目として「(4)地域で学び地域を活かす教育の推進」を設けており、その中で地域や大学、産業界との連携、地域に根ざした防災教育の推進について記述しています。新計画では、これらの項目のうち一部は「高等教育機関等と連携した教育の推進」等、他の項目に位置付けたことから、地域に特に関連する取組を「地域に根ざした教育の推進」としてまとめています。
36	4(1) ⑤	地域に根ざした教育の推進	P9 地域課題解決型キャリア教育モデルの運用について、生徒が地域や企業に関わる際、教職員は、学びの内容よりも、「失礼のないように」などルールやマナーを守ることの指導に傾倒し過ぎではないかな。	1	③	地域課題解決型キャリア教育では、生徒が地域の課題や特色ある産業を題材に地域住民や職業人と関わりながら課題解決に取り組むことを通じ、主体的に考え行動できる力を育むために、地元企業の協力を得ながら探究的な活動を行っています。こうした学びを進めるうえで、生徒が実社会の中のルールやマナーを身につけることも大切であると考え指導しているところです。
37	4(1) ⑥	ICTの活用による学びの推進	P10 ICTの活用による学びを推進するにあたっては、必要となる学校の環境整備に係る物的・人的措置についても記述を加えるべきではないかな。	4	②	ICT環境の整備については、無線LAN環境や電子黒板付きプロジェクターとともに一人一台端末の整備を進めてきました。令和4年度入学生からはBYODを基本とすることもあり、本項目において基本的な取組項目を記述しています。また、それらの学びを支える教職員の資質向上についても外部人材を使ったICTを効果的に活用した研修環境の整備として記述しています。
38	4(1) ⑥	ICTの活用による学びの推進	P10 「反転授業等」は、すべての高校生を対象にするのではなく、学校現場や生徒の実情に応じて実施するものではないかな。	2	②	各校においては、学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして授業を実施しています。反転授業についても学校が地域や生徒の実態に応じて実施するものです。
39	4(1) ⑥	ICTの活用による学びの推進	P10 「…新たな教育機会を創出できるよう、遠隔授業を推進する」とあるが、遠隔授業は授業の一つのあり方であるため、目的である「新たな教育機会を創出する」を結語としてはどうか。	1	②	自校に開設されていない学科・コースの授業や教科・科目の受講、学校の枠を越えた交流等、特に地域の学校の生徒に新たな教育の機会を創出する具体的な取組として遠隔授業を推進していきたいと考えているため、こうした記述としています。
40	4(2)	これからの社会の担い手となる力の育成	P10 人権教育や道徳教育においても、個人を尊重するとともに価値観の多様性を認める幅広い対応が大切である。生徒が自由と責任について学べるよう、教員は生徒を一人の大人として対応しながら成長を見守る環境をつくる必要がある。	1	②	高等学校において、社会の変化もふまえながら、多様な価値観を尊重した教育活動を行っていく必要があるとともに、教職員が子どもたちの主体的な学びを支援する伴走者となれるよう、資質向上を図っていきます。
41	4(2) ①	よりよく生きようとする態度の育成	P10 「…いじめや暴力行為を許さない心と態度を育む」とあるが、いじめ被害者から告訴されている三重県教育委員会にはそうした態度が欠けており、教職員など大人への取組が必要ではないかな。	1	③	本県においては、いじめは社会全体の問題であると考え、子どもに関わる全ての大人がいじめに対する意識を高め、いじめ問題に社会総がかりで取り組んでいます。教職員も研修などを通じて、教育に対する県民のみならずの信頼に応えられるよう更に意識を高めてまいります。

番号	該当箇所(案ページ)	次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
42	4(2) ② 社会の一員としての自覚と責任感の育成	P11 これまで学校の校則規定では、多様な価値観を認めない傾向が続いてきたが、これからの時代には一人ひとりの生徒の人権を守ることを大事にした校則にしていく必要がある。	2	③	校則は、学校が教育目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲内において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規則として定められるものであり、その内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の実情、社会の常識、時代の進展などをふまえたものになっているか、絶えず点検し、積極的に見直す必要があると考えています。本計画においても、校内ルールについて自分たちで考え、決定し改善していくという生徒による主体的な自治活動を推進することとしています。本県においては、令和3年4月1日に施行された「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」をふまえ、今年度、制服を定めている県立学校の制服規定から、男女別の規定をなくしました。県教育委員会としては、県立学校に対して、引き続き校則の点検を行い、時勢に合わない校則等がある場合は積極的に見直すよう指導していきます。
43	4(2) ② 社会の一員としての自覚と責任感の育成	P11 三重県教育委員会職員の服装を見ると、エシカル消費の概念や観点が著しく欠如しているのではないかと感じてしまう。こうした大人の姿を見る子どもたちにエシカル消費を効果的に教育できるか疑問である。	1	③	これからの時代には、消費生活に関する正しい知識の習得や倫理的消費(エシカル消費)等、持続可能な消費行動の理解の促進は重要と考えています。県教育委員会職員も意識の向上に努めてまいります。
44	4(2) ② 社会の一員としての自覚と責任感の育成	P11 ライフデザイン教育は出生率向上のために行われるものであると考えるが、性的少数者の人権確保の観点上、学校での教育に細心の注意を払う必要がある。行政は、性的少数者だけでなく、就職氷河期の世代や不妊症などのさまざまな人々の人権に配慮し、意識を高めていく必要がある。	1	②	これらも引き続き人権研修等を通じて、さまざまな人々の人権に配慮する意識を高めるとともに、学校においても生徒が自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、個別的な人権問題や普遍的価値観に対する理解を深め、人権感覚を高める取組を推進していきます。
45	4(2) ② 社会の一員としての自覚と責任感の育成	P11 SNSへの不適切な投稿など高校生が直面することが予測されるインターネットを使う上でのトラブルに対する予防的な教育が必要であることから、SNS等における情報発信者としての自覚や責任に係る教育について記述する必要があるのではないかと。	2	②	「社会の一員としての自覚と責任感の育成」(P11)の中で、「インターネットを安全に利用するためのルールやマナー等を身につける」として記述しています。
46	4(2) ② 社会の一員としての自覚と責任感の育成	P11 現行計画に記載のある「労働」「社会保障制度」に関する教育を追記すべきではないかと。また、成年年齢の引き下げに伴い、消費行動にかかわる成年と未成年の負うべき義務や免責事項のちがいについて消費者教育として言及しておくことも必要ではないかと。	2	①	令和4年度から新たに設置される科目「公共」において「労働」や「社会保障制度」について学ぶこととしていますが、より分かりやすくなるよう「令和4年度から公民科の中に新たに設置される科目。法や規範、消費者の権利と責任、雇用と労働問題、社会保障制度の意義、市場経済の機能、経済のグローバル化等について学習する。」と注釈を新たに設けました。消費行動にかかわる成年と未成年の負うべき義務や免責事項のちがいについては、消費者教育の内容にふくめています。
47	4(2) ② 社会の一員としての自覚と責任感の育成	P11 インターネット上の情報は、現在の高校生世代への影響力が強く信頼性・信憑性の差が大きいと考えるが、印刷物(本・雑誌・ポスター・広告)、テレビ、映画といった従来の媒体からの情報についても幅広く注意を促した方がいいのではないかと。また、安易に他者の考え方との対立や分断を生まないよう「判断」だけでなく「吟味」という言葉も付け加えるべきではないかと。	1	①	インターネット上の情報が中心となるものの他の媒体も含まれることや、身につけたい力をより分かりやすくするため「インターネット上の情報の信頼性や信憑性を判断する力」を「インターネットをはじめとするさまざまな媒体の情報の信頼性や信憑性を吟味し判断する力」と修正しました。
48	4(2) ② 社会の一員としての自覚と責任感の育成	P11 「デジタル化が進む社会においてICTを活用しながら、社会に関わり参画していくための能力や態度を育む教育」は「デジタル・シティズンシップ教育」を指したものであると思われるため、その用語を表記してはどうか。	1	②	ここでは「デジタル・シティズンシップ教育」として示されている教育内容に関わる取組を記述していますが、現段階ではこの用語の一般化は進んでいないと考え、より分かりやすくするため具体的な取組内容を記述しています。
49	4(2) ② 社会の一員としての自覚と責任感の育成	P11 令和4年度からの成年年齢の引き下げをうけて、主権者教育を推進するとあるが、全ての学校で公共の授業などに力を入れるのか。無理に記載する必要はないのではないかと。	1	②	新しい高等学校学習指導要領では「公共」が必修科目であることから、全ての学校において学習指導要領にある目標をふまえた取組を進める必要があると考えています。

番号	該当箇所(案ページ)		次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
50	4(2) ③	グローバル教育の推進	P12	1	③	本計画では、三重県の高校生に「日本や郷土三重のこと(草の根の地域の視点)」と「グローバルなこと(国境を越えた地球規模の視野)」の両方の視点からさまざまな問題をとらえ、価値観の異なる多様な人々と協働していく力を育成することをめざすこととしています。 郷土教育に関しては、県の文化施設等を活用しながら学習を進めていくことも効果的と考えられます。現状でも県内文化施設の見学だけでなく、埋蔵文化財センター、総合博物館、美術館からの出前講座など、学校と文化施設が連携し、生徒が本物にふれることができる教育活動により深い学びにつなげているところです。 統合等により使用しなくなった校舎等施設の活用については、ご意見もふまえながら、今後検討していきます。
51	4(3)	誰一人取り残さない教育の推進	P12	3	③	不登校状況にあるすべての生徒にICTを活用した在宅での学習を進めるものではなく、生徒の学習機会の保障や居場所づくりのための支援の一つとして推進していきたいと考えています。
52	4(3)	誰一人取り残さない教育の推進	P14	1	①	「4(3)誰一人取り残さない教育の推進」に、「⑥交通が不便な地域における生徒の学習機会の提供」として、「それぞれの地域における高等学校全体の学びと配置のあり方についての検討にあたり、交通が不便な地域における学びの機会の提供方法もあわせて検討する。」を追記します。
53	4(4)	人口減少に対応した学びの推進	P14	1	②	人口減少地域における学びの機会の確保のため、ICTを活用して、学校の枠を越えた協働の学びの機会や、複数の学校をつないだ講座の開催などにより、県内他地域の学びを活用していきます。
54	4(4)	人口減少に対応した学びの推進	P14	1	②	新しい高等学校学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」を基本理念としており、本計画での活性化の取組においても、キャリア教育の推進、地域と協働し地域課題を解決する学習、地域と連携した防災教育、地域の小中学生との学習活動など、より地域に根ざした教育を進めることとしています。
55	4(4) ②	学習活動の機会の確保	P14	3	③	現在、県内の各校では、大学進学希望の生徒の進路実現に向けた課外授業を平日の放課後や長期休業中に実施しています。このような講座の受講機会が少ない学校の生徒が、ICTを活用してすでに他校で実施している課外授業を受講できれば、学ぶ機会が増えるとともに進路希望を同じくする生徒同士が学校の枠を越えて切磋琢磨する機会の提供にもつながると考えています。
56	4(4) ②	学習活動の機会の確保	P14	1	③	看護、保育、福祉等の学習においては、実習などのICTの活用が難しい内容も実施しています。ここでは、少子化が進み専門学科や専門教科に関わるコースの設置が難しい地域において、職業に関わる講演や専門教科に関する学習などについて、ICTの活用によって学びの機会の確保を図ることを示したものです。なお、こうした学びにおいて、高等教育機関等との連携も効果的であると考えています。
57	4(4) ②	学習活動の機会の確保	P14	1	③	教職員定数は法に基づき定められていますが、今後さらに少子化が進行し小規模化していく地域の高等学校では、生徒の多様な科目選択や進路実現を図っていく必要があります。定時制課程の生徒をはじめ、地域の高等学校における生徒の学習機会の確保のためには、学校間や全日制・定時制課程の間における教員の連携等も今後検討していく必要があると考えます。
58	4(5)	子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善	P15	1	②	学校における働き方改革については、教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、より効果的な教育活動を持続的に行うことを目的として取り組んでいます。 生徒会活動については、生徒が校内ルールや学校行事、部活動運営等に関わり、学校の自治を行うことで、社会の一員としての自覚と責任感を育成し、生徒が社会へ参画する意識を高めていきたいと考えています。

番号	該当箇所(案ページ)	次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
59	4(5) ① 教職員の育成	P15 探究的な学習など新しい学びへの対応やさまざまな課題を持つ生徒への対応のため、教員の資質向上は大きな課題であると感じている。研修機会を多く設けたり、自発的な研修の費用負担を軽減したり、大学院で学べるしくみを拡充したりするなど、教員の研修機会を充実してほしい。	2	②	教職員がこれからの変化の激しい時代に対応していくためには、生涯にわたって新しい知識・技能を学び続けることが大切となります。本計画においても教職員の育成に関して研修の重要性を記述するとともに、教職員研修の一層の充実を図っていきます。
60	4(5) ① 教職員の育成	P15 職業学科(特に工業科)では今後退職する職員が増加することが見込まれることから、若年層の教員への技術の継承が急務であるため、研修の機会を充実してほしい。	2	③	経験豊かな教職員の退職と若手教職員の増加に伴い、学校組織における年齢構成が大きく変化していることから、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、若手教職員を育成する必要があり、本計画においても教職員の育成に関して研修の重要性を記述しています。今後も教職員の研修に対するニーズを把握するとともに、OJTの活性化、外部人材や退職教職員を活用した研修講座の実施等、教職員研修の一層の充実を図っていきます。
61	4(5) ① 教職員の育成	P15 教職員の過重労働の原因の大半は部活動であり、今の状況で授業改善や生徒・保護者への細かな対応に加え自己研鑽も十分に行えと言うのは酷ではないか。部活動数の削減、外部指導員の担当時間増加、練習試合や大会数の減少を高体連等と連携して減らしていくことで教職員が部活動に関わる時間を減らしていくことが必要ではないか。	4	②	県教育委員会では、生徒の健やかな成長や教員の負担軽減を図り、部活動がより一層有意義な活動となるための指針として「部活動ガイドライン」を制定し、部活動ガイドラインに沿った活動をするよう指導しています。また、令和3年度、高等学校では運動部活動指導員、運動部活動サポーター、中学校では部活動指導員を配置し、教員の負担軽減を図りました。本計画においても、部活動が持続可能なものとなるよう検討することとしており、その中で教職員の関わり方についても検討してまいります。
62	4(5) ① 教職員の育成	P15 「教職員の育成」の箇所に、これまでの三重県における事なかれ主義の指示や命令、パワハラ、文書の改ざんなどに対する反省やそれをふまえた改善についての記述を書き加えるべきではないか。	1	③	これまでも教職員は過去の違反事例を題材にする研修等を通じてコンプライアンス等の意識の向上を図ってきました。本計画においても、引き続き体系的な研修等を通じて、コンプライアンス等の意識の向上に努めることとしています。
63	4(5) ② 授業力の向上	P15 観点別評価の「関心・意欲」に関する評価の指標については、評価者の主観性が強く、生徒の多様な表現や行動の結果が反映されていないことから、より客観性や多様性を担保できる指標を検討する必要があるのではないか。	1	③	学習評価については、日々の授業の中で生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことが重要です。観点別学習状況の評価により、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようになることをめざします。
64	4(5) ②③ 授業力の向上など	P15 教員の授業力向上や学校組織運営体制の改善について、現状を改善しないこと・進まないことの正当化や建前を言っただけで前例踏襲ばかり行っているのが三重県の実情ではないのか。	1	④	三重県ではこれまでも経験・職種に応じた体系的な研修等を通じて教員の授業力向上等を図るとともに、校長のリーダーシップのもと、学校の組織的な運営の改善や指導力の向上を図ってきました。各学校はこれまでの取組に加え、期待される社会的役割やめざすべき学校像をふまえ、教育活動の指針としてスクール・ポリシーを策定し、学校全体の教育活動の組織的・計画的な改善につなげていきます。
65	4(5) ③ 組織運営体制の強化による教育活動の活性化	P15 新しい知識や技術等にあわせて授業を改善していく必要があるなど教職員の業務量はさらに増えている一方で、業務量軽減については効果的な方策が実施されていない。こうした中、学校運営について、横断的な組織運営による業務の再分配など教職員間の分掌業務の見直しが必要だと感じている。	1	②	授業改善に向けた新しい技術に係る業務については、その習得に係る負担はあるものの、中長期的には授業準備の効率化につながることも期待できます。また、近年整備が進む会議、研修会のオンライン化やスクール・サポート・スタッフなどの外部人材の配置による負担軽減の効果も期待できることです。学校内の組織的な運営については、校長のリーダーシップのもとに改善等に取り組むことで更なる負担軽減につなげていきたいと考えています。
66	4(6) これからの時代に必要な力を育む県立高等学校の各学科・課程の活性化	P16 STEAM教育は多様で幅広く、学科や教科ごとにさまざまな方法で実施されるものであることから、「(1)自律した学習者を育てる学びの推進」に一律的に記述するだけでなく、「(6)これからの時代に必要な力を育む県立高等学校の各学科・課程の活性化」にも各学科・課程ごとに記述してはどうか。	1	②	STEAM教育は多様で幅広く、さまざまな方法により実施できるもので、学校ごと、学科ごと、教科ごとの枠組みを越えた教科横断的な学びとなります。本計画での活性化の取組について、(6)では各学科・課程別で取組の方向性をまとめたものであるのに対し、(1)～(5)では各校の実態に基づき、全ての県立高等学校の学科・課程で共通した取組をまとめたものであるため、「(1)③探究活動の推進」において記述しています。

番号	該当箇所(案ページ)	次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
67	4(6) ① 普通科・普通科系専門学科	P16 普通科・普通科系専門学科を「就職希望者が多い学校」、「大学等高等教育機関への進学希望者が多い学校」に区別した上で、それぞれで実施する学習の内容を記述しているが、記述されている学習内容を見ると、進学希望者が多い学校、就職希望者が多い学校のどちらにも重要な学習内容が書かれていることから、こうした区別は適切ではないのではないか。	2	②	「社会人として求められるマナーやルール」「働き方に関する知識の定着」「コミュニケーション力」「SDGs等をテーマとした課題解決型学習」「挑戦し学び続ける意欲」のいずれに関しても、すべての学校の学科・課程における生徒に必要な学習であると考えています。このことは主に「(2)②社会の一員としての自覚と責任感の育成」において記述しています。また、県立高等学校の6割を占め、多様な進路先に分かれる普通科・普通科系専門学科について、進路別により重視する目標として分かりやすく記述しています。
68	4(6) ① 普通科・普通科系専門学科	P16 「大学等高等教育機関への進学希望者が多い学校では、…高い目標に向かって挑戦し学び続ける意欲を育む。」という記述があるが、「高い目標」という表現では、あたかも大学進学こそが「高い」目標であるといった進路先や個々の生徒の学力の序列化を想起させてしまう懸念があるので、記述を工夫した方がよいのではないか。	2	①	本計画に表現した「高い目標」とは生徒本人にとっての高い目標のことであり、大学進学を高い目標としていませんが、分かりやすくなるよう、「高い目標」を「自ら掲げた目標」に修正しました。
69	4(6) ① 普通科・普通科系専門学科	P17 今後設置を検討するとある「学際的な学びに重点的に取り組む学科」、「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」について、これだけの記述ではわかりにくいので、もう少し詳しい説明が必要ではないか。	1	②	「学際的な学びに重点的に取り組む学科」、および「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」についてはいずれも国の普通科改革の一つとして新しく設置が認められた学科であり、その詳細については注釈を設けて説明しています。
70	4(6) ① 普通科・普通科系専門学科	P17 紀南地域の最重要課題である農業の担い手確保に向け、地域の基幹産業である柑橘をはじめとする農業の魅力や職業として今後も十分に暮らしが成り立つことが学べるよう、当地域の高校に「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」を新設してはどうか。	1	③	普通科においても、地域や生徒のニーズをふまえながら、地域産業の魅力や課題について探究的に学ぶことは大切であると考えます。今後、地域活性化協議会等で地域の高校の学びのあり方について協議する際には、学科のあり方や教育課程等についても丁寧協議していきたいと考えています。
71	4(6) ② 職業系専門学科	P17 職業系専門学科においては教育機材が整備され多様な体験ができるとともに就職情報も豊富である。こうした専門学科と特別支援学校の高等部が連携し、高校の生徒と特別支援学校の生徒がともに学び合う機会を設けてはどうか。そうすることで、特別支援学校の生徒の技能修得、進路開拓が進むとともに、専門学科の生徒にとっては働くことの意義や姿勢などを学ぶことができるなど、ともに将来を見据えた実践的なキャリア教育につながるのではないか。	1	③	特別支援学校高等部の生徒と職業学科の生徒がともに学ぶ機会は、これまでも農業学科での実習に高等部の生徒が参加するなど取組を行ってきました。特別支援学校では、生活年齢や障がいの状態等に応じたキャリア教育を推進しており、今後、入学後の早い段階から職業について幅広く理解できるよう、「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」を新たに構築し、障がい者雇用を検討している企業や、職場実習等の受入れ情報を掲載します。また、新たに「キャリア学習支援員」を高等学校および特別支援学校へ配置し、職業ポータルサイトを活用した高等学校および県立特別支援学校のキャリア教育を支援するとともに、生徒が希望する就職が実現できるよう取り組んでいきます。
72	4(6) ② 職業系専門学科	P17 「社会全体のデジタルトランスフォーメーションの必要性が高まる中」とあるが、工業高校の学びの中でどこまでのことができるのかかわからない。生徒の実態にあった教育を行い、生徒の進路、将来に沿った教育をしっかりと行う方がよいのではないか。	1	③	生徒の実態や、将来の進路希望に応じた教育を実現するにあたっては、社会状況も注視しながら、生徒や社会のニーズに応えるような取組が欠かせないことから、「デジタルトランスフォーメーションの必要性」について言及しています。
73	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 三重県教育ビジョンで掲げられた「教育は、子どもたちをはじめとする『学ぶ人』のためのもの」、「誰一人取り残さない」といった本県教育の基本的理念が「5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方」の文章からは感じ取りにくい。こうした三重県の教育の基本的理念がより強く込められた文言を付け加えるなどしてはどうか。	2	②	基本的理念は、「3 県立高等学校活性化の基本的な考え方」において「(3)誰一人取り残さない教育の推進」としたうえで、「4 基本的な考え方をふまえた県立高等学校活性化の取組」では取組の詳細を記述しているところです。このことをふまえ、「5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方」においても、「誰一人取り残さない」という考え方を、特に一つ目や三つ目の〇に記述したうえで、最後の〇において、「次代の担い手となる三重の子どもたちがこれからも安心して学び、豊かな社会性・人間性が育まれる高校教育を進めていく」と結んでいます。
74	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 地域の子ども数は減り続けている中、中学校より小規模な高校へ進学した生徒たちが社会に出るために必要な資質・能力を十分に学べる環境にあるとは思えない。子どもたちが十分に成長できる環境を高校に用意するため、また、地域を担う人材の育成や地域活性化のためにも、問題を先送りすることなく思い切った高校の統合を進め、魅力ある学校づくりを進めてほしい。	3	③	これからの時代を生きる子どもたちに必要な力を育てていくためには、生徒一人ひとりの興味・関心を高める教育に加え、豊かな社会性・人間性を身につけられる環境が一層重要であると考えています。今後も引き続き、地域活性化協議会等において、地域における高等学校のあり方等について、地域の方々や関係者とも丁寧協議しながら、子どもたちの視点に立った魅力ある学校づくりを進めていきます。

番号	該当箇所(案ページ)	次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
75	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 今後の生徒数の減少を考えると、志願倍率が1倍を下回る状況が続いている高校については、統合による活性化を推進してはどうか。	2	③	各地域におけるこれからの高等学校の学びと配置のあり方については、それぞれの地域の活性化協議会等地域に設置する協議体において、具体的な内容を丁寧に協議することとし、こうした検討・協議は、統合という結論ありきではなく、地域の実情に応じて丁寧に進めることとしています。
76	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 「地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議する」とあるが、小中学生を含めた子どもたちや保護者、地域の方々など多くの声を受け止めるための方策や協議の進め方を具体的に記述すべきではないか。	8	②	地域活性化協議会における協議内容や進め方は、これまで一律とするのではなくそれぞれの地域の実情に応じて進めてきたところです。今後も、地域の中学校卒業者の減少の推移等、地域の実情や生徒のニーズをふまえたうえで、地域ごとに丁寧に協議を進めていきます。
77	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 高校はこれからの超高齢化社会や地方創生を担う人材育成の役割を担い、過疎地域など生徒が集まりにくい地域においても学びの場を提供していくことが必要である。「統合という結論ありきで協議するのではなく」とは言うものの、1学年3学級以下の小規模校の統合を推進しているように受け取れる。現行の活性化計画で学校規模に応じた活性化の方向性を示されたように、今回の計画においても1学年3学級以下の小規模校だけでなく4学級以上の高校も含めた高校全体の活性化の方針を盛り込む必要があるのではないかと。	1	②	地域活性化協議会において今後の高等学校のあり方を協議する際には「各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととする」としており、1学年3学級以下だけではなく、4学級以上の高等学校も含め、地域全体の高等学校の配置とあり方を検討することになります。
78	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 地域の高等学校は、保育園や幼稚園、小学校をはじめ地域とも積極的に関わり、地域社会を形成する重要な役割の一端を担っている。今後の協議においては、統合の結論ありきではなく、複数校舎の設置やバスをはじめとする通学手段の整備、学校ごとの特色・魅力ある教育の発信など、地域の子どもの進路選択や学ぶ機会の保障に向けて地域と十分な議論を重ね、よりよい方向に進んでいくようにしてほしい。	13	②	今後、地域活性化協議会において、地域全体の高等学校のあり方について協議する際には、統合という結論ありきで協議するのではなく、交通が不便な地域の学びの機会の提供方策や分枝化・校舎制への移行なども含め、地域の実情や子どもたちニーズをふまえながら、丁寧に進めていきます。
79	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 「1学年3学級以下は統合の協議も行う」、「2年連続20人以下で募集停止」とあるが、地域の子どもの受け皿となっている高校が無くなれば、他地域の高校へ通うための通学にかかる時間や費用は大きな負担になるとともに進路の選択肢も狭まることになることから、高校統合の検討にあたっては、地域の状況をふまえながら、数字合わせの紋切り型にならないよう進めていく必要がある。	4	②	今後の地域活性化協議会での協議に際しては、統合という結論ありきで協議するのではなく、交通が不便な地域の学びの機会の提供方策や分枝化・校舎制への移行なども含め、地域の実情や子どもたちのニーズをふまえながら、地域全体の高等学校のあり方について丁寧に協議してまいります。
80	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 地域の学校がなくなれば過疎化は加速し、地域の活力は減少する。計画案にある「次代の担い手となる三重の子どもたちがこれからも安心して学び、豊かな社会性・人間性が育まれる高校教育を進めていく」ためには、地域において学ぶ環境が確保されることが必要であり、高校統合を検討していくのであれば、地域の学校や小規模校を狙い撃ちにするのではなく、地域性を重視しながら、以前の群制度の高校を統合することなどを検討すべきではないか。	3	②	今後の地域活性化協議会において、地域全体の高等学校の学びと配置のあり方について、これまでの議論も大切にしながら、生徒の学習ニーズ、地域全体の学科のバランス、地域の交通状況等も考慮に入れて丁寧に協議を進めていきます。
81	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 木本高校と紀南高校の2校しかない紀南地域においては、木本高校を進学に特化した普通科単独校、紀南高校を就職に特化した総合学科にするなどこれまでの両校のノウハウを生かした住み分けを図ったり、生徒の全国募集や40人よりも少ない学級定員の導入などをとおして、両校がこれまでどおり存続できる方向での取組を進めてほしい。	4	③	紀南地域活性化協議会で今後の高等学校のあり方について協議する際には、具体的な内容を丁寧に協議することとし、その際には、統合という結論ありきではなく、地域の実情や子どもたちのニーズをふまえながら進めていきます。紀南地域には2校しか高等学校を設置していないため、これまで両校が担ってきた役割を考慮に入れ、これからの地域の子どもの視点に立って、地域活性化協議会でのこれまでの議論を大切にしながら、地域全体の高等学校の学びについて検討してまいります。

番号	該当箇所(案ページ)	次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
82	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 出生数が年々減少している中で高校の統合等は避けられないことは理解できるが、地域の中で高校が一つになってしまうと、子どもたちはどの高校へ進学するのも、何を学ぶのかも選択できなくなってしまう。隣県の高校にも進学できるようにするとともに、統合後の高校において子どもたちが学びを選択できるように普通科や専門学科、総合学科などの学科を整備してほしい。	1	③	自宅から通学できる高等学校が限定される地域においても、生徒の学びの選択肢を確保しておくことが大切であると考えます。地域活性化協議会では、地域における学科のあり方の検討とともに、統合により通学が著しく不便となる生徒について、通学に関する協定を結んでいる隣県の情報を収集しながら、その状況を協議会でも共有し、地域における学びのあり方についての協議を丁寧に進めていきます。
83	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 地域の方々が講師をつとめるなどユニークで先進的な取組は小規模校だからできることでもあるため、小規模校を統合しないでほしい。	1	③	現計画のもと、小規模校では地域と一体となった活性化に取り組み、地域を学びの場とした活動など教育内容の充実につながりました。今後開催する地域活性化協議会において、地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進める際には、統合についての協議も行うこととしますが、統合ありきではなく、地域の実情に応じて丁寧に協議してまいります。
84	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 伊賀地域の小規模校は、活性化取組の成果により入学志願者が募集定員を充足しており、統合の議論から外すべきである。	2	③	伊賀地域では、令和2年度末に、地域活性化協議会においてそれまでの協議内容をまとめました。今後、伊賀地域活性化協議会においては、これまでの協議会での議論も大切にしながら、志願状況等子どもたちの学習ニーズをふまえ、より多くの生徒の学びが保障できるよう、いただいたご意見も含めて丁寧に協議を進めてまいります。
85	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 引き続き活性化に取り組むとされる「他の高等学校では担うことが難しい県内唯一の学科や学びの形態を有する高等学校」について、どの高校がこれにあたるのか県民に分かりやすく示してはどうか。「県内唯一の学びの形態」という点では、中高一貫教育や地域課題解決型キャリア教育など地域と学校の協働による教育活動が実践されてきた飯南高校の学びもこれに該当すると考えられるため、今後の県立高校のあり方の協議にあたっては統合という結論ありきで進むことなく、飯南高校が引き続き活性化に取り組んでいけるようにしてもらいたい。	4	②	このことは、県内唯一の水産学科を置く水産高等学校と全寮制を生かして特色ある教育を行う昇学園高等学校の2校が該当しますが、本計画では、全体を通して個々の学校名を記述しないこととしました。現計画では、飯南高等学校をはじめ各小規模校が地域と一体となった活性化取組を推進し、教育内容が充実するとともに生徒の進路実現が図られるなどの成果が見られました。今後は、地域活性化協議会等地域に設置する協議体において、地域全体の高等学校の配置のあり方について検討を進め、その中で1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととしますが、その際には、統合という結論ありきでなく、地域の実情に応じて丁寧に進めてまいります。
86	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 今回の活性化計画には「望ましい学校規模」についての記載がない。学校の適正規模についてはあえてふれていないのかもしれないが、本県が目指す県立高校の具体的なあり方が読み取りにくくなっているのではないか。	1	③	地域における高等学校の学びと配置の具体的なあり方については、中学校卒業生数の推移や子どもたちの学習ニーズ、地域の実情などが異なるため、すべての子どもたちにとって望ましい学校規模を一律に示すことは難しいと考えます。なお、今後の地域における学校の学びと配置のあり方については、各地域活性化協議会において丁寧に協議してまいります。
87	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 これからの10年間で社会のシステムや人々の価値観も大きく変化中、現在の取組の延長線上にあるものばかりではなく、例えば、単位制にして学期ごとに転校できたり、複数校に登校できたりする制度などについて検討してはどうか。	1	③	変化の激しいこれからの時代においては、高校教育を取り巻く社会情勢も大きく変化することが予想される中で、現在の高校教育の枠組みや規則等も影響を受けることが考えられますが、単位修得のあり方など高校教育の仕組みや規則に関わる内容については、国の動向を注視していく必要があると考えています。
88	5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 これから統合・新設する高校には、科目選択の自由度の高さや大学進学から就職まで幅広い進路選択に対応できる総合学科を設置することがよいのではないかと。	1	③	総合学科は、幅広い選択科目の中から生徒が自分で科目を選択し学ぶことが可能であり、生徒の個性を生かした主体的な学習を重視することや、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視することを特徴とする学科です。今後の地域活性化協議会等において、中学校卒業生の減少に伴う学科の改編や新設、学校の統合の協議を行う場合には、生徒の学習の選択肢の確保も重視しながら、地域の実情に応じて丁寧に進めてまいります。

番号	該当箇所(案ページ)	次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
89	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方 P19	1	③	本計画では、各地域の活性化協議会等地域に設置する協議体において、地域における高等学校全体の学びと配置のあり方について検討を進める中で、小規模校については統合についての協議も行うこととし、その際には、統合という結論ありきではなく、地域の実情に応じて丁寧に進めることとしています。 ここでは県内高等学校を募集停止とする基準として、入学者が2年連続して20人に満たずその後も増える見込みのない場合は募集停止をすることを示したものです。
90	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方 P19	1	③	「それぞれの地域の活性化協議会」とは、現在、伊賀・伊勢志摩・紀南地域に設置している地域活性化協議会のことを指しており、今後協議が必要となる地域に協議会がない場合には、同様の場を設けることとします。そうした協議の場においては、各地域の実情に応じて、地域全体の学びをどうするのかという視点から、子どもたちにとって魅力ある県立高等学校の学びと配置のあり方について、丁寧に協議することとします。
91	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方 P19	1	③	この項目では、これからの時代に求められる学びを提供していくため、高等学校の規模等のあり方について記述しています。学校の規模に応じて適正な教職員数を配置することについては、今後も引き続き取り組んでいきます。
92	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方 P19	1	②	子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教職員はいじめを許さない意識を持ちながら、疑いがある事案については、担任または一部の教員が抱え込むことなく、法に則り、学校組織としてしっかりと対応していきます。また、訴えがなくても、教職員は、日常の子どもたちの言葉のやりとりや態度の中に、いじめにつながることはないか等の意識を持ち、被害性に着目したいじめの積極的な認知、早期の対応に努めていきます。
93	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方 P19	1	③	新たに設置する協議会も含め、各地域活性化協議会では、地域全体の学びをどうするかという視点から、これまでの学校別協議会での議論をふまえながら当該地域全体の高校教育の望ましいあり方について協議するとともに、子どもたちにとって魅力ある県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を進めていきます。
94	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方 P19	2	②	「5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方」では、「生徒の個性と能力を伸ばしつつ」、「持続可能な社会の創り手を育成すること」や「生徒一人ひとりの興味・関心を高める教育」「協働的な学び」「豊かな人間性・社会性を身につけられる環境」が大切であり、15年先を見据え、それらを実現する学校のあり方を地域全体で丁寧に協議していくことについて記述しており、項目全体で、これからの小・中学生が夢や希望を持って進路選択できるような今後の高校教育について述べたものとしています。

4 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について

1 経緯

高等学校の生徒募集定員については、高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会（以下「部会」という。）が平成30年2月にまとめた提言をふまえ、年度ごとに公私立高等学校協議会（以下「公私協」という。）で協議を行い策定しています。

令和5年度から令和9年度までの公私比率等については、令和3年3月に部会（学識経験者、企業関係者、県PTA連合会代表、私立学校保護者会代表、市町教育委員会代表、公立中学校長代表、公立中学校教員代表、私立中学校教員代表、私立学校設置者代表、県立高等学校長代表、私立高等学校長代表）を改めて設置し、6回にわたり協議を行ってきました。

2 部会での協議（公私協への提言と報告）の要点

部会では、公私比率に加え、全日制計画進学率、生徒の地域間の移動状況、県立高校の再募集等についても協議を行いました。

（1）公私比率の方向性について（提言）

部会で検討した内容を「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」（別冊3）としてまとめました。

〔主な内容〕

令和9年3月までの5年間で、中学校卒業生数が約1,000人減少することが見込まれる中、今後も中学生の進路保障の視点を重視し、県民の理解が得られるよう、以下のように募集定員を策定することが求められる。

- 中学校卒業生数の増減予測をふまえ、中学生の進路状況を検証しながら、生徒のニーズや社会の変化に柔軟に対応できるよう、毎年度公私協の場で協議を行い募集定員総数を策定する。
- 県立高校と私立高校がともに魅力ある学校づくりを進め、公私双方で生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えながら、中学校卒業生数の減少に適切に対応していくためには、今後の公私比率を確定的に定めるものではないものの、その方向性を明らかにする必要がある。
- 県立高校は、県内の広域にわたり学校を設置し、普通科や専門学科、総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしている。私立高校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開している。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実を図る必要がある。

- 地域ごとに中学校卒業生数の増減の状況、県立高校と私立高校の設置数や学校規模、中学生の進路状況などが異なることを勘案すると、各地域の公私比率については、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では、県立高校がやや低く、私立高校がやや高くなるように、松阪地域、伊賀地域では、現在と大きく変わらないように策定されることが適切である。（※尾鷲・熊野地域は県立高校のみ）
- その結果、県全体の公私比率については、中学生の進路希望や進路状況などが毎年度変化することから正確に予測することは難しいものの、令和9年度には県立高校が74.0～74.5%程度、私立高校が26.0～26.5%程度となることが見込まれる。（令和4年度の公私比率は、県立：私立＝75.2%：25.1%）

（2）令和5年度以降の全日制計画進学率について

全日制高校への入学見込み人数の算出に用いる計画進学率は、中学校3年生の12月進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合を、過去5か年平均した値としています。近年、全日制高校への進学希望者の割合が低下傾向にあることなどから、計画進学率と実績進学率との差が以前より大きくなっています。

このことから、令和5年度以降の全日制計画進学率については、中学生の進路希望状況を重視しつつ、実績進学率の推移も考慮することとし、1～3年前の進路希望状況調査の結果と4、5年前の実績進学率の5か年平均値を用いることとします。

ただし、令和5年度から令和7年度までの3年間は、1～4年前の進路希望状況調査の結果と5年前の実績進学率の5か年平均値を用います。

（3）生徒の地域間の移動状況について

生徒の多くは、希望する学科や学校の特色、通学の利便性等を考慮しながら、地域を越えて学校を選択しており、こうした状況により適切に対応していく観点から、生徒の移動状況をふまえて各地域の入学見込み人数を算出することとします。

（4）県立高校の再募集について

県立高校では、前期選抜と後期選抜の2回の選抜があり、合格者が入学定員に満たない学校では再募集を行っています。再募集については、中学生の進路選択の機会のひとつとなっていますが、私立高校においては、新年度直前に入学辞退者が出ることによる影響もあります。このことから、令和4年度に開催予定の「入学者選抜制度検討会」に再募集の検討を申し入れることとします。

3 今後の対応

部会から、3月25日に開催される公私協に、「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」を提言として報告します。公私協では、部会の提言を受けて協議し、その結果をふまえ、令和5年度以降の募集定員を策定します。

5 県立高等学校生徒募集定員の策定について

1 募集定員策定の基本的な考え方

県立高等学校募集定員については、教育の機会均等や多様な選択肢の確保等を考慮しながら、中学校卒業見込み人数、高等学校進学率、県内外への流入流出の状況、公立高校の役割分担や各地域における設置数・学校規模、中学生の進路状況や高等学校への入学状況等を勘案し、「県立高等学校活性化計画」をふまえて総合的に判断し策定しています。

募集定員総数については、公私立高等学校の教育上の諸課題についての相互理解と、本県における高等学校教育の円滑な推進に資することを目的として設置した「三重県公私立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を経て策定しています。

2 募集定員策定のスケジュール

(1) 募集定員総数の策定

① 5月中旬

第1回公私協において、前年度の中学校卒業者の進路状況および県立高校と私立高校の入学状況等について検証します。

② 5月下旬

ア 5月1日に在籍する中学校3年生の生徒数をもとに、翌春の県内中学校卒業見込み人数を算出します。

イ 県内中学校卒業見込み人数に全日制計画進学率を乗じて、全日制高校進学見込み人数を算出します。

※全日制計画進学率の計算方法（令和5年度から令和7年度まで）

$(5 \text{年前実績} + 4 \text{年前希望} + 3 \text{年前希望} + 2 \text{年前希望} + 1 \text{年前希望}) \div 5$

・実績：全日制高校への実績進学率

・希望：毎年12月実施の進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合

ウ 全日制高校進学見込み人数に流出入率を乗じて、県内全日制高校入学見込み人数を算出します。

※流出入率

県内の公私立全日制高校への入学者数（県外からの入学者数を含む）を、県内中学校から公私立全日制高校への進学者数（県外への進学者数を含む）で割った値の5年間の平均値

③ 5月下旬から6月上旬

第2回公私協において、県内全日制高校入学見込み人数に対する県立高校と私立高校の募集定員総数について協議します。

④ 6月上旬

第2回公私協での協議をふまえ、教育委員会定例会において、県立高校の募集定員総数を審議し決定します。

⑤ 6月中旬

県立高校の募集定員総数を教育警察常任委員会に報告し、公表します。

(2) 各高校の募集定員の策定

教育委員会定例会において、各県立高校の入学定員案について審議・決定し、公表します。

各高校の募集定員の公表の時期は、中学生が自らの進路について考える時間を十分にとることができるように、夏休み前の7月上旬としています。

3 令和5年度の県内全日制高校入学者の現時点での見込み

(1) 令和5年3月の県内中学校卒業見込み人数

令和3年5月1日の在籍生徒数から算出すると、前年より166人少ない16,046人と予測しています。この人数は令和4年5月1日の在籍生徒数をもとに改めて算出します。

(2) 全日制計画進学率

令和3年12月に実施した進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合は89.1%であり、これを用いて全日制計画進学率を算出すると前年より0.7ポイント低下して、89.9%となります。

(3) 流出入率

令和4年度の入学および進学者数が確定した後に改めて算出するため、ここでは前年度の策定で用いた割合を使用しています。

(4) 県内全日制高校入学見込み人数

$$16,046 \text{ 人} \times 89.9\% \times 98.5\% = 14,209 \text{ 人}$$

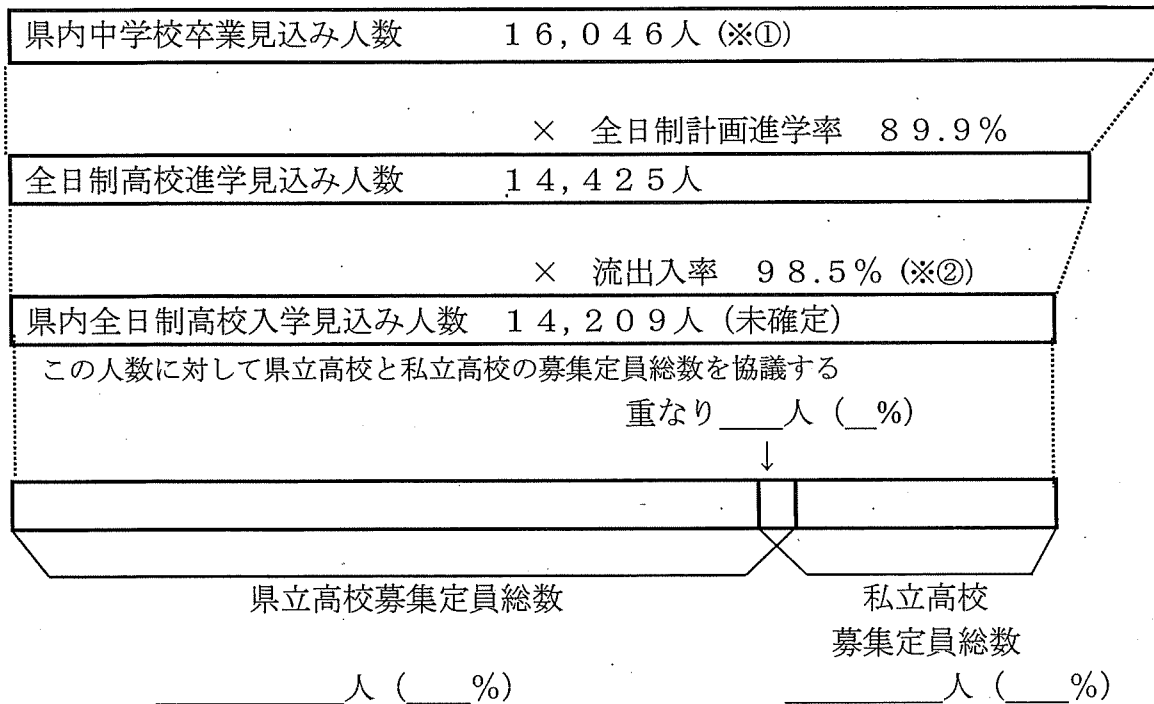
(中学校卒業見込み人数) (全日制計画進学率) (流出入率)

	令和4年3月	令和5年3月	増減
県内中学校卒業見込み人数	16,212 人	16,046 人	▲ 166
× 全日制計画進学率	× 90.6%	× 89.9%	▲ 0.7
全日制高校進学見込み人数	14,688 人	14,425 人	▲ 263
× 流出入率	× 98.5%	× 98.5%	
県内全日制高校入学見込み人数	14,468 人	14,209 人	▲ 259

(5) 県立高校と私立高校の募集定員総数について

令和4年5月1日の在籍生徒数に基づいて改めて算出する県内全日制高校入学見込み人数に対して、公私協における協議を経て、県立高校と私立高校の募集定員総数を策定します。募集定員策定の協議にあたっては、令和3年3月に公私協のもとに設置した「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」が令和4年2月に提言としてまとめた「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」をふまえることとしています。

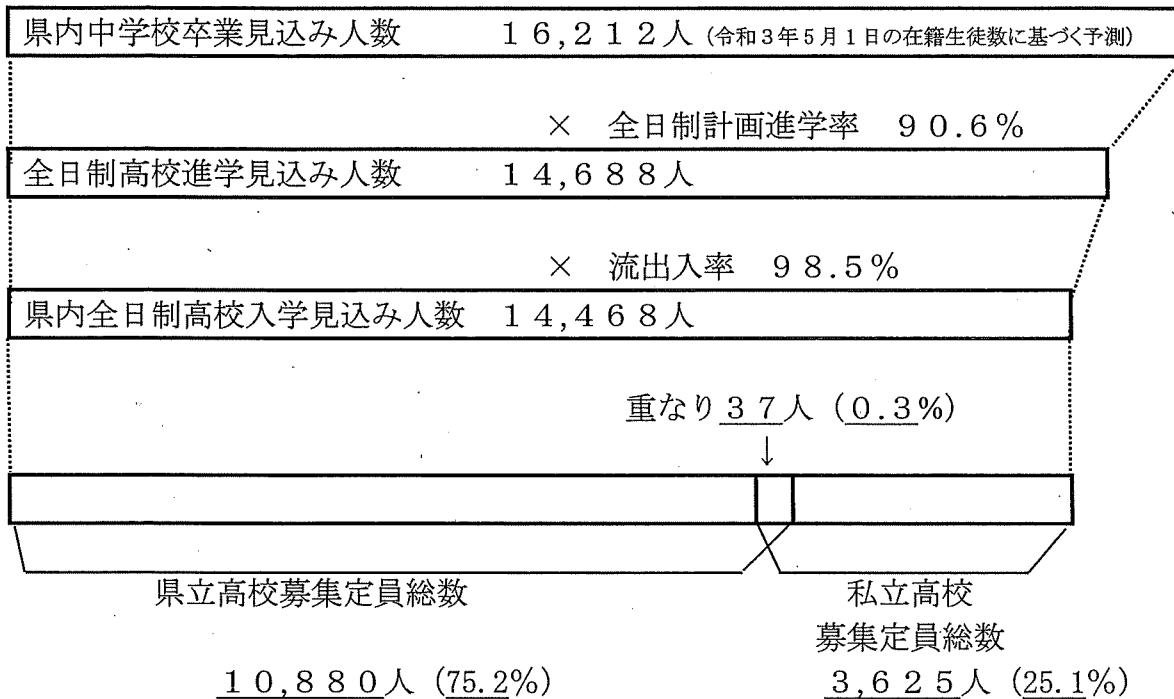
令和 5 年度の募集定員総数の策定



※① 令和 4 年 5 月 1 日の在籍生徒数に基づいて改めて算出しますが、ここでは令和 3 年 5 月 1 日の在籍生徒数で算出した数値を使用しています。

※② 令和 4 年度の入学および進学者数が確定した後に算出するため、ここでは前年度の策定で用いた値を使用しています。

1 令和4年度の募集定員総数の策定



2 県立高校と私立高校の募集定員総数、県内全日制高校入学見込み人数に対する比率

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)
県立高校	11,400	76.8	10,760	75.6	10,880	75.2
私立高校	3,570	24.0	3,555	25.0	3,625	25.1

※ 県内私立高校には、青山（旧日生学園第二）高校、愛農学園農業高校を含んでいません。

3 県立高校の学科（普通科・専門学科・総合学科）別募集定員と割合

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)
普通科	6,920	60.7	6,535	60.7	6,615	60.8
専門学科	3,640	31.9	3,385	31.5	3,425	31.5
総合学科	840	7.4	840	7.8	840	7.7

※ 割合(%)は、四捨五入値で表示しています。

三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

参考3

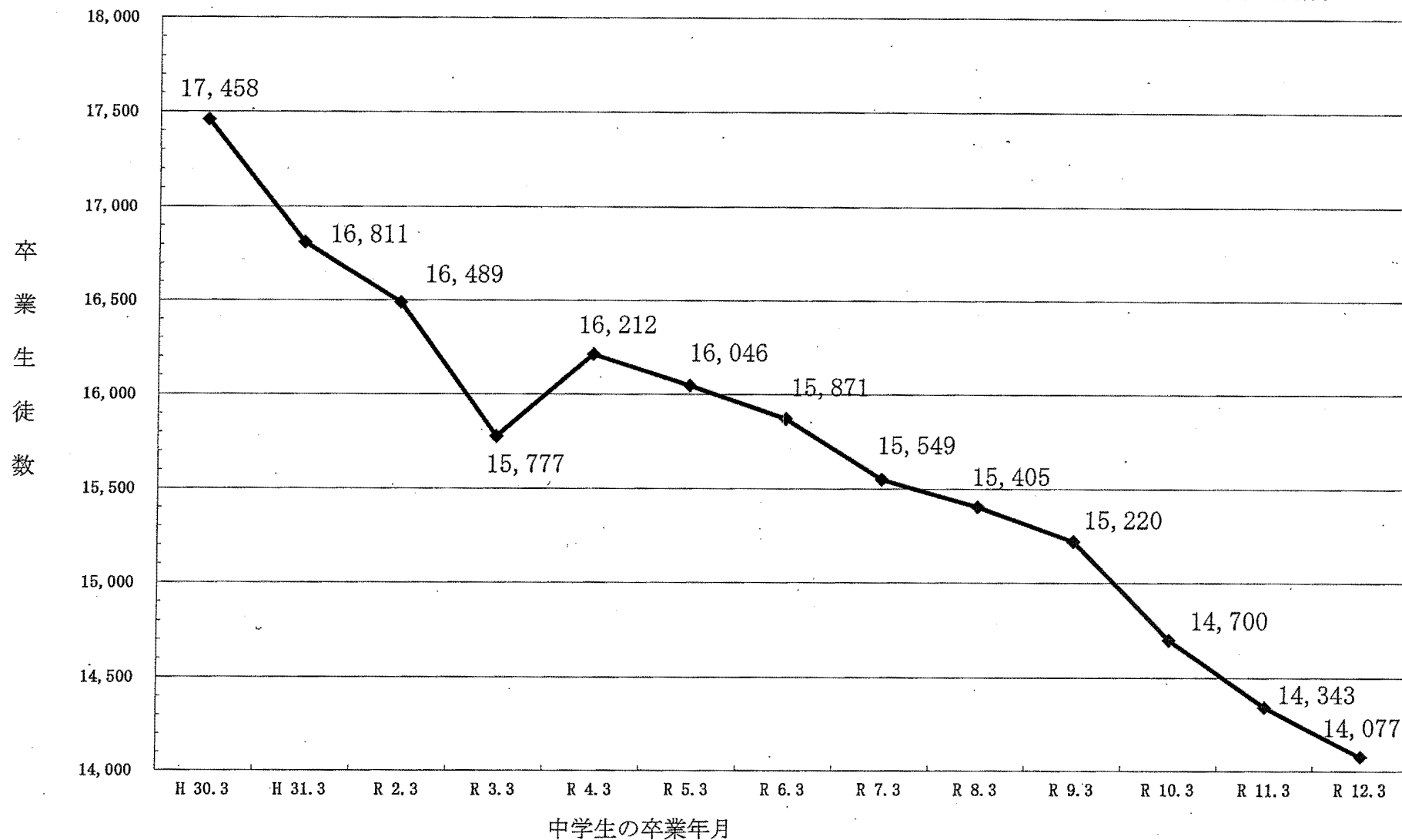
令和3年5月1日 教育政策課調べ

		H 30.3 卒業	H 31.3 卒業	R 2.3 卒業	R 3.3 卒業	R 4.3 現中3	R 5.3 現中2	R 6.3 現中1	R 7.3 現小6	R 8.3 現小5	R 9.3 現小4	R 10.3 現小3	R 11.3 現小2	R 12.3 現小1
桑名	卒業生数	2,021	2,048	1,986	1,941	1,968	1,983	1,951	1,979	1,918	1,920	1,868	1,844	1,808
	前年度対比		27	-62	-45	27	15	-32	28	-61	2	-52	-24	-36
	R3.3対比					27	42	10	38	-23	-21	-73	-97	-133
四日市	卒業生数	3,844	3,637	3,578	3,418	3,636	3,442	3,433	3,418	3,503	3,373	3,335	3,248	3,110
	前年度対比		-207	-59	-160	218	-194	-9	-15	85	-130	-38	-87	-138
	R3.3対比					218	24	15	0	85	-45	-83	-170	-308
小計	卒業生数	5,865	5,685	5,564	5,359	5,604	5,425	5,384	5,397	5,421	5,293	5,203	5,092	4,918
	前年度対比		-180	-121	-205	245	-179	-41	13	24	-128	-90	-111	-174
	R3.3対比					245	66	25	38	62	-66	-156	-267	-441
鈴鹿	卒業生数	2,553	2,458	2,416	2,259	2,413	2,219	2,427	2,253	2,221	2,207	2,071	2,103	2,087
	前年度対比		-95	-42	-157	154	-194	208	-174	-32	-14	-136	32	-16
	R3.3対比					154	-40	168	-6	-38	-52	-188	-156	-172
津	卒業生数	2,684	2,614	2,686	2,586	2,516	2,666	2,615	2,496	2,503	2,443	2,399	2,360	2,314
	前年度対比		-70	72	-100	-70	150	-51	-119	7	-60	-44	-39	-46
	R3.3対比					-70	80	29	-90	-83	-143	-187	-226	-272
伊賀	卒業生数	1,549	1,503	1,449	1,429	1,440	1,398	1,385	1,356	1,315	1,332	1,285	1,237	1,192
	前年度対比		-46	-54	-20	11	-42	-13	-29	-41	17	-47	-48	-45
	R3.3対比					11	-31	-44	-73	-114	-97	-144	-192	-237
小計	卒業生数	6,786	6,575	6,551	6,274	6,369	6,283	6,427	6,105	6,039	5,982	5,755	5,700	5,593
	前年度対比		-211	-24	-277	95	-86	144	-322	-66	-57	-227	-55	-107
	R3.3対比					95	9	153	-169	-235	-292	-519	-574	-681
松阪	卒業生数	2,003	1,931	1,924	1,801	1,842	1,931	1,847	1,856	1,791	1,772	1,742	1,560	1,607
	前年度対比		-72	-7	-123	41	89	-84	9	-65	-19	-30	-182	47
	R3.3対比					41	130	46	55	-10	-29	-59	-241	-194
伊勢	卒業生数	2,192	2,079	1,966	1,827	1,879	1,927	1,737	1,768	1,723	1,737	1,598	1,563	1,612
	前年度対比		-113	-113	-139	52	48	-190	31	-45	14	-139	-35	49
	R3.3対比					52	100	-90	-59	-104	-90	-229	-264	-215
尾鷲	卒業生数	281	237	228	242	248	218	212	192	192	203	162	170	143
	前年度対比		-44	-9	14	6	-30	-6	-20	0	11	-41	8	-27
	R3.3対比					6	-24	-30	-50	-50	-39	-80	-72	-99
熊野	卒業生数	331	304	256	274	270	262	264	231	239	233	240	258	204
	前年度対比		-27	-48	18	-4	-8	2	-33	8	-6	7	18	-54
	R3.3対比					-4	-12	-10	-43	-35	-41	-34	-16	-70
小計	卒業生数	4,807	4,551	4,374	4,144	4,239	4,338	4,060	4,047	3,945	3,945	3,742	3,551	3,566
	前年度対比		-256	-177	-230	95	99	-278	-13	-102	0	-203	-191	15
	R3.3対比					95	194	-84	-97	-199	-199	-402	-593	-578
県内合計	卒業生数	17,458	16,811	16,489	15,777	16,212	16,046	15,871	15,549	15,405	15,220	14,700	14,343	14,077
	前年度対比		-647	-322	-712	435	-166	-175	-322	-144	-185	-520	-357	-266
	R3.3対比					435	269	94	-228	-372	-557	-1,077	-1,434	-1,700

三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減) グラフ

参考4

令和3年5月1日 教育政策課調べ



6 地方公務員法の一部改正に伴う定年引上げについて

1 制度概要

(1) 定年引上げ

地方公務員法の一部改正に伴い、現行 60 歳の定年について、国家公務員と同様、令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げ、令和 13 年度に 65 歳となります。

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
60(定年)	61(定年)		62(定年)		63(定年)		64(定年)		65(定年)	
60 定年	61	62	63	64	65					
59	60	61 定年	62	63	64	65	引き上げ期間中は、定年から 65歳まで再任用が可能			
58	59	60	61	62 定年	63	64	65			
57	58	59	60	61	62	63 定年	64	65		
56	57	58	59	60	61	62	63	64 定年	65	
55	56	57	61歳から定年までは短時間勤務 での再任用も可能			61	62	63	64	65 定年

※数字は各年度末時における職員年齢

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）

管理監督職の職員について、60 歳に達した日の翌日から同日以後の最初の 4 月 1 日までの間に管理監督職以外の職に異動（降任又は降給を伴う転任）させることとなります。

なお、役職定年となる管理監督職は、管理職手当を支給されている職およびこれに準ずる職となります。

(3) 定年前再任用短時間勤務制

定年引上げにより 65 歳までフルタイムで勤務することが原則となる中、多様な働き方のニーズに対応するため、60 歳以降に退職する職員を短時間勤務の職で再任用することができるようになります。

なお、現行の再任用制度は廃止されますが、定年の段階的な引上げ期間においては、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行の再任用制度と同様の仕組みである暫定再任用制度が導入されます。

(4) 60歳超の職員の給与

① 給料月額7割措置

60歳に達した日後最初の4月1日以降の職員の給料月額は、当分の間、その者に適用される給料表の級号給に応じた額の7割を支給します。(役職定年の場合は、降任等をされる前の給料月額の7割となるよう差額を支給します。)

また、給料月額の水準と関連する手当(地域手当、期末勤勉手当等)も、同様に7割に相当する額を支給します。

② 退職手当

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職と同様に算定します。

なお、退職手当の算定にあたっては、現行の定年(60歳)の年度までの期間について計算し、その時点で退職手当支給率の上限である勤続年数35年に達していない職員については、60歳を超える期間分についても計算を行います。

(5) 高齢者部分休業の導入

高齢期職員(60歳以上)について、職員の申請に基づいて、公務の運営に支障がない場合に休業を認める高齢者部分休業制度の導入を検討します。

なお、高齢者部分休業は休業する時間に応じて、給与を減額します。

2 今後の予定

令和5年4月1日の制度施行に向けて、令和4年6月定例会月会議に必要な条例案の提出を行えるよう、引き続き制度の検討を進めます。

7 特別支援学校の整備について

1 松阪・南勢地域の特別支援学校について

(1) 現状

松阪・南勢地域では、知的障がいを対象とする玉城わかば学園（以下「わかば」という。）、肢体不自由を対象とする度会特別支援学校（以下「度会」という。）を設置していました。「わかば」について、児童生徒数が増加したことにより、平成30年4月、松阪あゆみ特別支援学校（以下「あゆみ」という。）を開校しました。

(2) 課題

「度会」は通学区域が広範であり、「あゆみ」の開校後、松阪・多気地域在住の肢体不自由のある児童生徒が、「度会」より居住地に近い「あゆみ」に就学できるよう希望があります。また、志摩地域在住の児童生徒は、特に学校までの距離が遠く、通学に時間を要している状況です。

施設面では、「度会」の校舎は昭和54年の建築で、3校の中で最も古く、今後老朽化への対応が必要となります。

「あゆみ」は、開校からの4年間で児童生徒数が約50人増加し、今後増加が見込まれます。「度会」および「わかば」の児童生徒数には、大きな変動はない状況です。

【3校の児童生徒数推移】

児童生徒数	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
度会	56	48	52	46	49	50	50	48	51
わかば	231	243	237	252	251	136	126	129	133
あゆみ						137	157	180	186

(3) 今後の対応

「あゆみ」および「わかば」に、知的障がい部門に加えて肢体不自由部門を設置し（知肢併置）、現在は「度会」とする肢体不自由のある児童生徒の就学先を、松阪・多気地域は「あゆみ」、南勢・志摩地域は「わかば」に変更し、3校を2校とします。

「度会」の児童生徒のほとんどが知的障がいを併せ有している（重複障がい）ことから、知肢併置とすることで、知的障がい、肢体不自由双方の専門的な指導を行います。

「あゆみ」について、知的障がいのある児童生徒の増加に対応するとともに、新たに肢体不自由部門を設置するため、令和4年度に隣接する旧三重中京大校地の一部を取得し、令和5年度以降に校舎の設計および増築工事を進めます。

「わかば」については、トイレ等校舎の一部改修を行い、肢体不自由のある児童生徒に対応するとともに、スクールバスの経路の工夫等により、運行時間を短縮して通学に係る負担の軽減を図ります。

「あゆみ」の校舎の増築工事を行ったのち、令和9年度から「あゆみ」および「わかば」を知肢併置としたいと考えています。

2 盲学校および聾学校の整備について

(1) 基本的な考え方

校舎の新築移転にあたり、令和2年度に、有識者、医師、支援団体、企業、保護者等による今後の教育内容にかかる検討会議（3回）を開催しました。早期からの適切な支援やキャリア教育の充実等に関していただいた意見を設計に反映するとともに、障がい特性の異なる幼児児童生徒が同一施設を利用することから、相互に安全で安心して学習できる施設となるよう設計を進めています。

(2) 早期からの適切な支援の充実に向けて

保護者が相談しやすく、また、保護者同士が情報交換できる空間となるよう、開放的なスペースや相談室を設けます。盲学校の乳幼児教室を今後も継続できるよう、専用のプレイルームを設けるとともに、保護者からの希望があった場合には、幼稚部を設置できるような教室の配置とします。

(3) キャリア教育の充実に向けて

聾学校では、企業の障がい者雇用の促進により、高等部卒業後にほぼすべての生徒が就職する状況が続いており、専攻科に進学する生徒が減少し、現在は在籍者がなく、在校生からの希望もない状況です。このため、専攻科のあり方について、廃科も含め引き続き検討するとともに、卒業後の自立と社会参画に向け、高等部での3年間の学びをより充実させ、生徒の進路希望に応じた多様な学びに対応できるよう、製図室や産業工芸室、アパレルデザイン室等の実習室を配置します。

(4) 新しい学びの実現に向けて

両校の情報室、図書室等について、メディアコーナーとして一体的に配置し、ICTをコミュニケーションツールや学びのツールとして活用するなど新しい学びに対応します。

また、このコーナーは、視覚障がい、聴覚障がいのある方たちが図書や支援機器等を活用できるよう、地域に開かれたスペースとしたいと考えています。

(5) 校舎について

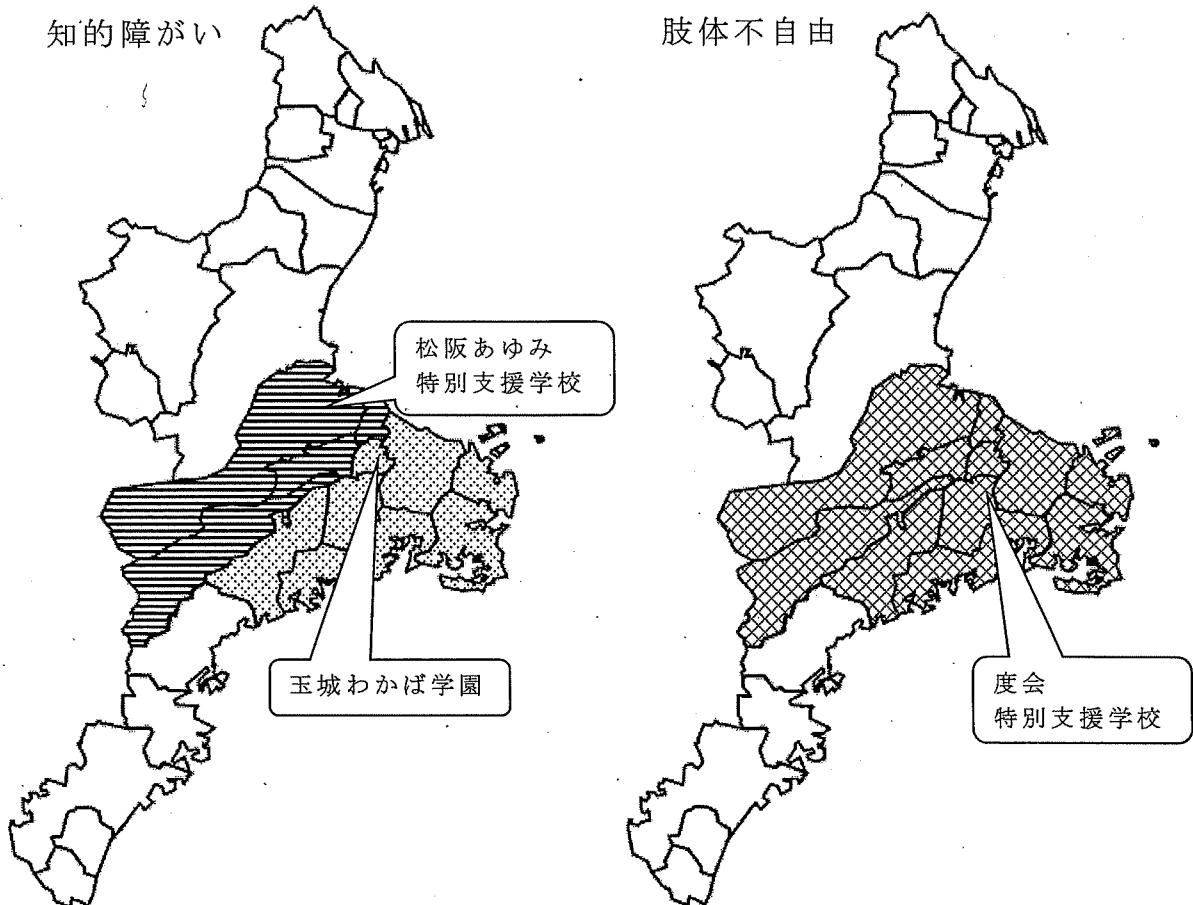
校舎は2階建てで、三重の木づかい条例に基づき木造化を図ることとします。

また、乳幼児から成人まで幅広い年代の視覚障がいや聴覚障がいのある幼児児童生徒が安心して学べる環境となるよう、廊下等への手すり、自動扉、集団補聴システム等それぞれの障がいに応じた設備の設置を計画しています。

(6) 今後の予定

令和3年度から4年度	設計
令和5年度から6年度	工事
令和7年度	新築移転（予定）

参考 特別支援学校の通学区域（令和3年度現在）－松阪・南勢地域－
知的障がい 肢体不自由



8 いじめへの対応について

1 いじめの対応

いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るものであり、また、誰もが加害者にも被害者にもなり得ることから、各学校では、生徒の気になる行動や発するサインを見逃さないよう、観察や定期的に行うアンケート、面談等を通じて早期発見に努めています。

教職員がいじめを発見したり相談を受けた場合は、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに校内いじめ対策委員会等に共有します。

平行して事実関係を確認し、学校としての対応方針を決定のうえ、被害児童生徒への支援と加害児童生徒への指導を行います。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー等による面談を実施し、児童生徒の心のケアを行います。

2 重大事態への対応

いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、または、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」とされる重大事態が県立学校で発生した場合、県教育委員会は当該校からの発生報告を受け、知事に報告するとともに、調査の主体（県教育委員会か当該県立学校か）を決定します。

調査は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年、以下「法」という。）や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年文部科学省、以下「ガイドライン」という。）等に基づいて行い、調査を実施する前に、被害生徒や保護者に対し、調査の目的、調査の主体、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供について説明します。

調査結果は、被害生徒や保護者に説明し、所見を提出する意向を確認するとともに、知事に報告します。

3 令和 2 年度に県立高校から発生報告のあった事案への対応

(1) 概要

被害生徒が高校に進学した令和元年 5 月、同じグループの生徒が電車で席を空けてくれない、荷物を持たされるなどの行為を訴えました。

学校は、被害生徒から他の生徒には知られたくないとの意向が示されたことから、これに沿う形で対応しました。その後、被害生徒は別のグループの生徒と過ごすなどしていましたが、9 月末から欠席するようになり、10 月には転学の強い希望を示し、12 月末に転学しました。

転学後の令和2年1月、保護者から重大事態として調査してほしい旨の要望があり、学校は2月から基礎調査を行い、5月に不登校重大事態と認定し、県教育委員会に報告がありました。弁護士、臨床心理士、校長、教頭、教員3名による調査委員会を学校に設置し、6月18日から調査を行い、令和3年1月28日に調査報告書を取りまとめました。

なお、調査報告書については、当該生徒および保護者の意向を確認し、令和4年2月24日に公表しました。

(2) 「三重県いじめ対策審議会」への諮問

本事案については、被害の訴えがあった後の調査の進め方、重大事態として認定すべき時期などについて課題があったと認識しています。

このため、弁護士、精神科医、臨床心理士、社会福祉士、大学教授で構成する三重県いじめ対策審議会に、調査の進め方、重大事態と認定すべき時期、公表のあり方、調査の実施主体について、意見を求めたところです。

第1回審議会は令和4年1月29日に開催され、第2回の審議会は3月17日に開催する予定です。

4 調査報告書における「再発防止に関する提言」への対応について

(1) 早期発見に努めるべきことおよび相談しやすい体制の整備

教職員が生徒の気になる行動や発するサインを見逃さず、早い段階からの確に対応できるよう、各学校の生徒指導担当者を対象に、校内いじめ対策委員会等を中核とした情報集約や組織的な対応、担任・顧問らによる定期的な教育相談の実施についての研修を実施します。

(2) 法に則った判断の必要性および適宜の支援要請

2月に開催した市町教育長会議、3月に開催した県立学校長会議において、法の定義に基づいたいじめの正確な認知や、早期発見とその後の組織的な対応とともに、重大事態に対し、改めてガイドラインに則った適切な対応に努めるよう徹底しました。今後も機会をとらえて、いじめに対する意識を高めるよう指導や助言を続けます。

(3) 中学校と高校との連携の必要性

中学校から、高校の生徒指導担当者等に必要な情報が確実に引き継がれるよう徹底します。特に、いじめの被害に遭った生徒など、支援やケアを必要とする生徒の情報については、合格発表後に丁寧に引き継ぎを行い、校内いじめ対策委員会や職員会議等で共有すること、また、高校生活において中学校時の問題を背景としているような場合は、高校から速やかに中学校での状況を聞き取り、早期解消に努めるよう徹底します。

(4) 高校のいじめ防止対策および体制の見直し

○教職員の資質向上および校内体制の見直し

- ・ 教職員一人ひとりがいじめに適切に対応できるよう、いじめの問題に対する組織的な対応をテーマに、新任管理職、初任者、中堅教諭を対象としたステージ別研修を実施します。
- ・ インターネットやSNS上でのいじめやトラブルの未然防止、安全に利用するための指導方法に係る研修を新たに実施します。
- ・ 県立学校の校長に対し、学校のいじめ防止基本方針や校内いじめ対策委員会等が実効的なものとなっているか、その点検状況を聞き取り、法やガイドラインに基づき適切に対応することを徹底します。

○未然防止のための取組

- ・ いじめ防止応援サポーターや弁護士等の外部人材によるいじめ防止のための出前授業や高校生が小学生に伝える「SNS・ネットの上手な使い方講座」等を実施し、子どもたちがいじめについて考え、主体的に行動する心と態度を育成します。

○早期発見のための取組

- ・ 各学校で学期に1回以上実施するいじめアンケートを、令和2年度に、より広くいじめの認知につながるよう様式を改善しました。引き続き、実施時期を工夫するなど早期発見につなげるとともに、生徒からの回答を確実に校内いじめ対策委員会等で共有し、組織として対応するよう徹底します。
- ・ いじめの被害に遭った生徒からの相談に十分対応できるよう、スクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を引き続き配置します。

9 審議会等の審議状況について（令和3年11月22日～令和4年2月16日）

1 三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会

1 審議会等の名称	第3回三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会
2 開催年月日	令和3年12月3日
3 委員	委員長 横山 幸司 委員 加納 白一 他6名（うち出席者8名）
4 諮問事項	事業者提案書について
5 調査審議結果	<p>鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業に関する特定事業実施事業者を選定するにあたり、事業者からの提案書をもとにした内容確認、意見交換を行うとともに、次回ヒアリング（第4回委員会）における詳細事項について審議いただきました。</p> <p>※会議は、公開前入札情報の保護の観点から、附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、非公開としました。</p>
6 備考	次回開催予定：令和3年12月17日（開催済み）

2 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第4回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	令和3年12月6日
3 委員	会長 小林 慶太郎 副会長 荻原 彰 委員 石川 正浩 他9名（うち出席者10名）
4 諮問事項	・次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）について
5 調査審議結果	<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育を通じた自他の人権を守るための実践行動力の育成という部分を「県立高等学校活性化の基本的な考え方」によりわかりやすく記述すべきではないか。 ・コロナ禍の中で年度途中で他校への入学を希望する生徒が増加しているように感じる。こうした中、年度途中での入試を実施しているのは北星高校のみとなっており、こうした生徒の多くは私立の通信制高校に行っている。今後、年度途中で実施する入試などの制度について研究・検討が必要ではないか。 ・人口減少の中での学びとして、人と人とのつながりの中での学びの確保が大切だと考えるが、全体的にICTの活用が前面に出すぎた記述になっているのではないか。 ・伴走者としての教職員には、「傾聴力・受容力」も必要な資質・能力である。 ・「教職員の業務負担軽減」だけでなく、それを実現していくための「働き方改革」についての記述も付け加えるべきではないか。 ・学校によっては地域と連携した学びや学校独自の学びを平成29年度以前から実施していることから、地域の協議会で協議を行う学びの継承について、平成29年度以降の学びに限定する必要はないのではないか。 ・引き続き活性化に取り組むこととされる「県内唯一の学科や学びの形態を有する高等学校」は「2年連続して20人」に満たない状況となっても募集停止とならないのかどうか、読み手によって解釈が異ならないような表現とすべきではないか。 ・これまで地域の学校では中高連携型の学びや中高一貫教育など地元自治体や地域の方々と連携して様々な取組を進めてきたが、地域の子どものために今後もこうした取組が継続されるよう、地域の協議会においては、地域の声や実情をふまえながら、丁寧に今後の協議・検討を進めていくことが大切である。
6 備考	次回開催予定：令和4年3月4日（開催済み）

3 三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会

1 審議会等の名称	第4回三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会
2 開催年月日	令和3年12月17日
3 委員	委員長 横山 幸司 委員 加納 白一 他6名 (うち出席者7名)
4 諮問事項	事業者選定ヒアリングの実施および落札候補者の選定について
5 調査審議結果	<p>鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業に関する特定事業実施事業者を選定するため、事業者提案内容についてヒアリングを行い、総合評価点が最も高かった事業者を落札候補者として選定いただきました。</p> <p>※会議は、公開前入札情報の保護の観点から、附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、非公開としました。</p>
6 備考	次回開催予定：なし

4 三重県教員育成協議会

1 審議会等の名称	第2回三重県教員育成協議会
2 開催年月日	令和3年12月27日～令和4年1月14日（書面開催）
3 委員	会長 杉浦 礼子 委員 谷口 修一 他9名
4 諮問事項	「校長及び教員としての資質の向上に関する指標（改訂素案）」について
5 調査審議結果	<p>第1回協議会の諮問を受けて作成した改訂素案について意見をいただきました。</p> <p>【主な意見】</p> <p>①指標全般について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の指標をベースに第1回協議会の議論をふまえたものとなっており、項目数、文量等も適切である。 ・指標について、教員一人ひとりにどのように意識づけをしていくとよいか検討していく必要がある。 <p>②指標項目について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育におけるICT活用やデジタル・シティズンシップの概念が反映されており、昨今の教育情勢に応じた内容となっている。 ・「いじめに関する事項」の項目においては、早期解決に向けて、管理職の指示のもと、他の教員と連携・協働していく必要性を強調すべきである。
6 備考	次回開催予定：令和4年2月14日（開催済み）

5 三重県障害児就学指導委員会

1 審議会等の名称	三重県障害児就学指導委員会
2 開催年月日	令和4年1月17日
3 委員	委員長 松浦 直己 副委員長 岩本 彰太郎 委員 越知 ひとみ 他11名 (うち出席者10名)
4 諮問事項	令和4年度県立特別支援学校就学予定者の障がい実態等調査および学校指定に係る審議について
5 調査審議結果	市町教育委員会から提出された幼児および児童生徒個々の障がいの種別、程度および観察・相談調書をもとに、県立特別支援学校への就学が適切であるかの判定と学校指定に関する審議を行いました。 審議結果をもとに、県教育委員会に対して、159名の学校指定に関する建議がありました。
6 備考	次回開催予定 令和5年1月中旬

6 三重県教育職員特別免許状授与審査会

1 審議会等の名称	三重県教育職員特別免許状授与審査会
2 開催年月日	令和4年1月21日
3 委員	伊藤 信成 他7名 (うち出席者6名)
4 諮問事項	特別免許状の授与について
5 調査審議結果	<p>任命権者等から推薦のあった特別免許状の教育職員検 定申請7件について審査を行った結果、特別免許状を授与 することが妥当である旨の意見書が、県教育委員会へ提出 されました。</p> <p>※特別免許状制度は、教育職員免許法の規定に基づき、 優れた知識や技能を有する社会人に、都道府県教育委 員会が免許状を授与するものです。</p>
6 備考	次回開催予定：未定

7 三重県いじめ対策審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県いじめ対策審議会
2 開催年月日	令和4年1月29日
3 委員	会長 尾高 健太郎 副会長 齋藤 洋一 委員 志村 浩二 世古口 文子 瀬戸 美奈子 (うち出席者5名)
4 諮問事項	いじめの重大事態に係る調査の進め方、重大事態と認定すべき時期、調査結果の公表のあり方、調査の実施主体について
5 調査審議結果	<p>○ 令和2年度に発生報告のあった県立高校におけるいじめの重大事態について、県教育委員会および当該校の対応を検証し、各委員の専門的な観点から改善点等を協議していただきました。</p> <p>○ 今後の本県の重大事態の対処に向けた指針となるよう、時間をかけて丁寧に答申を作成すべきとのご意見をいただきました。</p> <p>※会議は、非開示情報が含まれる事項について協議するため、冒頭のみ（教育長挨拶、諮問書手交、審議会会長挨拶）の公開とし、以降の協議については非公開としました。</p>
6 備考	次回開催予定：令和4年3月17日

8 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	令和4年2月7日
3 委員	会長 中川 雅弘 副会長 村田 典子 委員 磯部 由香 他7名 (うち出席者9名)
4 諮問事項	次期「職業教育の充実・発展のための推進計画」の策定に向けて、DX時代に活躍する職業人に必要な資質・能力について
5 調査審議結果	<p>○ DX時代に活躍する職業人に必要な資質・能力について審議を行いました。</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内外を問わず、学校や学科の枠を越えた学びを進め、新しいものを創出する力が身につくような活動の機会をつくってほしい。変化に対応するため、教員の研修も充実させる必要がある。 ・ 三重県の多様な魅力や特性の具体例を示したり、産業別にSDGsのゴールターゲットを当てはめたりしながら、付加価値の創出や起業家精神を醸成できる職業教育を進めてはどうか。 ・ インターンシップの実施率だけにとらわれず、生徒につけさせたい力を企業と共有して、何に取り組むかが大事になってくる。教員研修の視点から、次期推進計画に向けた研究会に学科の代表として現場の教員も参加できるようにしてほしい。 ・ 子どもたちが学校の外へ出て、親以外の大人と接する機会を設けることはよい。海外とつながる際に、語学が重要になってくるので、専門高校の生徒も語学力の強化に取り組んでほしい。
6 備考	次回開催予定：令和4年7月頃

9 三重県教員育成協議会

1 審議会等の名称	第3回三重県教員育成協議会
2 開催年月日	令和4年2月14日
3 委員	会長 杉浦 礼子 委員 谷口 修一 他9名 (うち出席者8名)
4 諮問事項	「校長及び教員としての資質の向上に関する指標 (改訂最終案)」について
5 調査審議結果	<p>第2回協議会の諮問を受けて作成した改訂最終案について意見をいただきました。</p> <p>【主な意見】</p> <p>①改訂最終案の内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標はこれまでの協議会で出された意見や審議内容を反映して整理されており、概ねよくできている。 ・今後も教育を取り巻く環境の変化に対応して、タイムリーに見直していく必要がある。 <p>②指標の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員一人ひとりが指標を活用し、求められる資質能力を確認しながら、日々の教育実践や必要な研修受講等ができるように、教育委員会、大学、学校、それぞれでの活用方法を考えていく必要がある。 ・研修を受講した教員が、指標に示した資質能力を確実に身につけることができる教職員研修を構築していく必要がある。
6 備考	次回開催予定：なし